

官報号外 平成九年五月八日

○第一百四十回 衆議院会議録 第三十二号

平成九年五月八日(木曜日)

議事日程 第十八号

平成九年五月八日

午後一時開議

第一 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 商法の一部を改正する法律案(保岡興治君外八名提出)

第三 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案(保岡興治君外八名提出)

第四 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(内閣提出)

日程第三 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案(保岡興治君外八名提出)

日程第四 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

橋本内閣総理大臣の米国、豪州及びニューヨーク訪問に関する報告書及び質疑
電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)、国際電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長伊藤忠治君。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君　ただいま議題となりましたアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興を図る施策並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与しようとするものであります。

本案は、参議院から送付されたものでありまして、四月二十一日本委員会に付託され、昨七日福垣北海道開発庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

た次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、商法の一部を改正する法律案(保岡興治君外八名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、商法の一部を改正する法律案、日程第三、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長八代英太君。

○八代英太君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

初めに、商法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかかる、株式会社について、株式及び新株引受け権

等であります。

本案は、去る四月八日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、小泉厚生大臣から提案理由の説明を聽取し、同月九日質疑に入り、二十一日には参考人からの意見聴取を行うなど八日間にわたり慎重な審査を進めてまいりましたが、昨日、津島雄二君外一名から、自由民主党及び社会民主党・市民連合の共同提案による修正案が提出されました。

修正の要旨は、

第一に、外来の際の薬剤に係る一部負担について、薬剤の支給を受けることに、その種類数に応じ、一種類または二種類の場合は四百円、四種類または五種類の場合は七百円、六種類以上の場合は千円とすること、なお、顎服薬及び外用薬については、一種類につきそれぞれ十円及び八十円とする」と、

第二に、政府管掌健康保険の保険料率を原案の千分の八十六から千分の八十五に引き下げる」と、

第三に、老人保健法に係る入院一部負担金の額を、平成九年度は一日につき千円、平成十年度は一日につき千百円、平成十一年度は一日につき千二百円とすること、

第四に、施行期日を、一部の事項を除き、平成九年九月一日とすること、

第五に、政府は、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする」と

等であります。

次いで、原案及び修正案を一括して議題とし、小泉厚生大臣及び修正案提出者に対する質疑を行った後、橋本内閣総理大臣の出席を求め、質疑が続けられました。

これまでの本委員会における主な質疑は、医療保険制度の抜本改革の見通しと本案の位置づけ、政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰り戻しの必要性、包括払い制の活用等診療報酬体系のあり

方、薬価基準制度の廃止を含めた薬価制度の抜本改革の必要性、医療機関の機能分担と連携等医療提供体制の改革のあり方、薬剤一部負担の導入の考え方、修正案の実施に伴う保険財政への影響等、広範多岐にわたり行われましたが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

このような経過を経まして、昨日質疑終局の動議が提出され、これを可決いたしました。次いで、原案及び修正案を一括して討論に付した後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し医療保険制度の早期抜本改革の実現等九項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。

[青山三三君登壇]

○青山三三君 私は、新進党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自由民主

党、社会民主党共同提出の同法律案に対する修正案につきまして、反対の討論を行います。(拍手)

まず初めに、このたびの同法律案並びに修正案の審議に関する自民、社民両党の横暴さわまるの運営について断固抗議いたします。

(拍手)

本改正案は、平成九年度予算関連であると同時に、医療保険構造改革の第一歩となる今国会における最重要法案の一つであることは言うまでもありません。また、介護保険法案と並んで、二十一世紀の社会保障制度全般のあり方を大きく左転する極めて重大な法案であると認識をいたしております。さらに言えば、二兆円もの新たな国民負担増により国民生活に多大な影響を与える法案であります。

こうした極めて重要な法案であり、国民的关心の高い中で、国民の負託を受けた我々国会議員には十分かつ慎重な審議が求められているのであります。新進党は今まで、その期待にこたえるべく真剣かつ真摯な態度で審議を積み重ねてきたのであります。

しかし、与党である自民、社民両党は、四月十五日、政府案の審議がいまだ不十分な状況の中で、参考人招致を強引に採決の上決定いたしました。また、昨日の厚生委員会の冒頭、政府案に対する修正案の趣旨説明が行われ、修正案文もそのまま提示され、直ちに質疑に入りました。そのため、質問の準備時間すら確保できず、しかもたつた一日、時間にして七時間余りという極めて短時間の審議を行つただけで、自民、社民両党は強行に審議を打ち切り、採決に踏み切るという異様に出了のであります。

そして、審議された修正案は政府案から大きく変質し、特に、基本的な哲学、考え方方に重大な変更があるにもかかわらず、これらについて提案者から十分な説明がなされておらず、審議が全く不十分であることは明白であります。

具体的な例を挙げますと、薬剤費の自己負担のあり方については、厚生省の諮問機関である医療保険審議会が定率負担を建議していたにもかかわらず、法案では、与党内調整で、一日一種類十五円に変更し、さらに、このたびの修正案では投薬ごとに種類数に応じて定額となるなど、半年余りで一転二転しているのであります。これらは国民の自己負担に係る重大な変更であり、それがなぜこのようないかんがたのかも説明されておりません。これはあくまで一例であり、これだけを見ましても、審議が全くされたとは到底言えないのです。

私は、二十一世紀の超高齢化社会を間近に控え、医療保険財政が逼迫している状況をかんがみれば、自己負担増を含めた構造改革の必要性については十分に認識しており、一定の自己負担の削減を図るために新たに二兆円もの国民負担増を押しつけるものであるということあります。

反対の第一は、本改正案並びに修正案は、構造改革をすべて先送りし、当面の医療保険財政の赤字回避のため、場当たり的に新たに二兆円もの国民負担増を押しつけるものであるということであります。

また、構造改革なき負担増にあれほど反対していただはずの社民党的責任も重大であることを指摘すると言わざるを得ません。(拍手)

しかし、与党である自民、社民両党は、四月十五日、政府案の審議がいまだ不十分な状況の中で、参考人招致を強引に採決の上決定いたしました。また、昨日の厚生委員会には橋本総理が出席され、総理に対する質疑が終了し、委員会室を退席された直後にこのような強行採決がなされたのであります。まさに、総理自身の国会軽視の姿であります。

正案を取りまとめ、しかも国会審議も不十分なまま強引に採決するということは、全く国民不在の教の力任せた、民主主義を否定しかねない暴挙であると言わざるを得ません。(拍手)

しかも、昨日の厚生委員会には橋本総理が出席され、総理に対する質疑が終了し、委員会室を退席された直後にこのような強行採決がなされたのであります。まさに、総理自身の国会軽視の姿であります。

正案を取りまとめ、しかも国会審議も不十分なまま強引に採決するということは、全く国民不在の教の力任せた、民主主義を否定しかねない暴挙であると言わざるを得ません。(拍手)

かかるに、政府・与党は、本来負担増と一緒に行うべき構造改革の具体的な内容、スケジュールは何ら示さないばかりか、その構造改革はいつまでにまとめるのかといえども、当初は二年以内に結論を出すと言つていたのであります。最近では、国民の批判が強いと見ると、一年以内と言いつています。

しかし、そしてこのたびの与党三党の合意を見れば、法案の施行時期すなわち本年九月一日までに構造改革の結論を出すとするなど、到底そこには断固たる信念なるものは見えないと見えております。

この調子で、果たして九月までに構造改革がなされるのであります。私は疑問視しております。それは、本修正案の検討条項が、一年以内ではなく三年になつております。少なくとも修正案の中では構造改革に対する取り組みの熱意や

る気は表示されておりません。

もし与党に本気で九月までに構造改革プログラムを出すという決意があるのであれば、当然、補

正予算審議が必要となる秋以降の臨時国会に、構造改革を含めた健康保険法改正案を再度国会に提出することなどを明確な形で担保するべきであります。

私は、そもそも九月一日施行であるならば、その間、負担増の法案を凍結し、構造改革と

セントで改めて法案を提出するべきであると考えます。

このような形での議論が今後も続くとしたならば、将来における社会保障制度は大きくなるが、国民生活に極めて重大な事態を招くのではないか

と強く危惧するものでございます。

○議長(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○青山二三君(続) 私は、こうした国民生活に直結した医療保険制度の構造改革の議論は、まさに国民の負託を受けた国会議員が国会の場でしがらみを断ち切り、理念、哲学に基づいて論議することこそが最も重要であると同時に、正道であると考

えます。その意味において、厚生委員会に医療保険構造改革に関する小委員会を設置し、積極的な審議を行なうことこそ」の際提案いたしました。

以上、反対理由を申し述べましたが、最後に、自民、社民、さきがけの合意に基づく强行採決に對し、改めて断固反対、抗議をいたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐藤剛男君。

〔佐藤剛男君登壇〕

○佐藤剛男君 私は、自由民主党、社会民主党、市民連合及び新党さきがけを代表して、だいまたれでも良質な医療を安心して享受できる体制を構築する。

一、統制経済である医療制度について、医療の特性に配慮しつつ、徹底した効率化が必要である。このため市場原理の導入と情報公開を推進すべきである。

○議長(伊藤宗一郎君) 青山二三君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○青山二三君(続) 二、働く世代に過重な負担増とならないよう、世代間の負担の公平化を実現す

る。四、すべての高齢者が安心して老後が送れる老人医療制度を確立する、との四つの視点が重要な時間です。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

反対の第二は、国民に対する負担増を含め、構造改革に対する理念、哲学が欠如しているということがあります。

私は、医療保険構造改革においては、一、高齢社会の本格到来のもので、いつでも、どこでも、だれでも良質な医療を安心して享受できる体制を構築する。

二、統制経済である医療制度について、医療の特性に配慮しつつ、徹底した効率化が必要である。このため市場原理の導入と情報公開を推進すべきである。

○議長(伊藤宗一郎君) 青山二三君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議長(伊藤宗一郎君) 青山二三君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

反対の第二は、国民に対する負担増を含め、構

造改革に対する理念、哲学が欠如しているとい

うことがあります。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

に、当面の医療保険制度の安定のための措置を講ずることが不可欠であると考えております。

与党といたしましては、先般取りまとめた医療制度改革の基本方針を踏まえ、この改正法律案が施行されるまでの間に、政府と一体となって医療改革プログラムを取りまとめるよう努め、抜本的改革を逐次実施していくこととしております。

政府原案は、このような要請にこたえて、薬剤使用の適正化や世代間の負担の公平平等の観点に立ち、制度の安定的な運営を目指すものであります。

政府原案は、このように要請にこたえて、薬剤

みを断ち切り、理念、哲学に基づいて論議することこそが最も重要であると同時に、正道であると考

えます。その意味において、厚生委員会に医療保険構造改革に関する小委員会を設置し、積極的な審議を行なうことこそ」の際提案いたしました。

以上、反対理由を申し述べましたが、最後に、自民、社民、さきがけの合意に基づく强行採決に對し、改めて断固反対、抗議をいたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐藤剛男君。

〔佐藤剛男君登壇〕

○佐藤剛男君 私は、自由民主党、社会民主党、市民連合及び新党さきがけを代表して、だいまたれでも良質な医療を安心して享受できる体制を構築する。

一、統制経済である医療制度について、医療の特性に配慮しつつ、徹底した効率化が必要である。このため市場原理の導入と情報公開を推進すべきである。

二、統制経済である医療制度について、医療の特性に配慮しつつ、徹底した効率化が必要である。このため市場原理の導入と情報公開を推進すべきである。

三、働く世代に過重な負担増とならないよう、世代間の負担の公平化を実現す

る。四、すべての高齢者が安心して老後が送れる老人医療制度を確立する、との四つの視点が重要な時間です。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

反対の第二は、国民に対する負担増を含め、構

造改革に対する理念、哲学が欠如しているとい

うことがあります。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

反対の第二は、国民に対する負担増を含め、構

造改革に対する理念、哲学が欠如しているとい

うことがあります。

私は、医療赤字をやみくもに膨らませ、本質的な議論を先送りするだけであり、全く無責任なお、修正案による単なる施行期日の引き延ば

を考えます。(拍手)

薬価シフトという現状の是正を図ることとも、医療機関の実務に配慮したものであります。

第二に、政府管掌健康保険の保険料率について、当面の経済情勢に応じて、その被保険者の保険料負担の嵩増を緩和する観点から、千分の八十五とすることであります。

第三に、老人保健の入院一部負担金の額について、平成九年度においては一日につき千円、平成十年度においては一日につき千二百円、平成十一年度以後においては一日につき千二百円とすることがあります。これは、外来と入院における一部負担の均衡を考慮するとともに、激変緩和の観点から段階的な引き上げを行うこととしたものであります。

以上の修正によって、さらに本法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えるものであります。

このように、健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案は、医療制度の抜本的改革の第一段階となるものであり、私どもとしては、この修正案及び修正部分を除く原案の均衡を考慮するとともに、激変緩和の観点から段階的な引き上げを行うこととしたものであります。

以上の修正によって、ささらに本法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考

えます。

このように、健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案は、医療制度の抜本的改革の第一段階となるものであり、私どもとしては、この修正案及び修正部分を除く原案の均衡を考慮するとともに、激変緩和の観点から段階的な引き上げを行うこととしたものであります。

これをもとにして私の賛成討論を終ります。

(拍手)

(外) 報 告 官

これを全面否定するような立場に立つものではありません。誤解に基づく御批判を覚悟の上で、一定の合理的な負担増をお願いすることもやむを得ないとの立場に立っておられます。

しかしながら、国民の幅広いこうした負担増をお願いする以上は、医療保険の多額の赤字を生み出した構造にメスを入れ、医療システム全体の改革に着実な第一歩を踏み出すことが、当然のことながら、前提でなければならないはずであります。

特に、医療費増大の大きな原因となっている薬価基準制度と出来高払い中心の診療報酬体系に抜本的にメスを入れ、参照価格制度を基礎とした新しい薬価制度の導入や、包括払い制度や定額払い制度の大胆な導入などを柱とする医療構造改革の明確な方向性が、負担増と同時に示されなければなりません。

また、今回の改正についても、こうした抜本改革への道筋を明確にする見地から、薬剤費負担について、高価格薬品へのシフトがえり多剤投与を抑制する仕組みをビルトインする内容に改めるとともに、家族の一部負担を二割まで引き下げることや、乳幼児の負担を高齢者と同様のレベルまで引き下げるなど、公平な制度に改めることを主張してまいりました。

そして何よりも、赤字を理由に国民の負担増をお願いする以上、約八千億円に上る政府管掌健康保険の国庫負担繰り延べ措置について明確な返済計画を示すことは、政府として最低限の責任であると考えます。

私たちは、小泉厚生大臣を初め、政府・与党の内部にあっても、私たちと同様の見地から苦闘しておられる方がいることに期待と共感を持ちながら、抜本改革の方向性を示し、本改正案の修正を図るべく、与党三党との協議を進めてまいりました。しかしながら、結果的に、与党三党は、抽象論についてはともかくとして、各論、具体論となると意見の一一致を見ることができず、まさに問題

を先送りした小手先の修正案を取りまとめるにどまりました。

考えてみれば、一部の方々は別としても、薬害エイズ問題で製薬メーカーとの癒着を取りざたされた元業務局長を現職議員として抱え、福祉を食い物にして利権に走った埼玉の某候補を公認し、うした利権、癒着の体制から飛び出し、ともに手の政党が、一部の利権団体の利害に左右されることなく国民的視点に立った医療改革を進めることは、初めから困難なことであったかも知れません。

与党三党は、九月の本改正案施行までに抜本改革を取りまとめると主張しています。しかし、日ごろは審議会決定を金科玉条のように扱っている党の力で骨抜きにしてきたのは、だれであろうと党の内部のいわゆる族議員諸氏にはかなりません。

また、既に少なくとも半年以上の月日を費やして議論しながら、何らの具体案を提示できなかつたにもかかわらず、本改正案が成立してしまった後に、わずか四ヶ月で真の抜本改革を取りまとめることは、遺憾ながら不可能であると断じざるを得ません。

よって、私たちは、抜本改革への具体的な道筋に政府・与党を引き込むことができなかつたことを甚だ残念に思いますが、またその非力を国民の皆様方におびきを申し上げながら、抜本改革を示さない本改正案及びこれに対する修正案については反対せざるを得ないものであります。

かかる上は、一刻も早く利益団体に左右されない政権を実現し、医療構造改革を断行できる体制をつくるべく努力する決意であります。

第三の理由は、医療保険への国の負担を、改悪

を先送りした小手先の修正案を取りまとめるにどまりました。

考えてみれば、一部の方々は別としても、薬害エイズ問題で製薬メーカーとの癒着を取りざたされた元業務局長を現職議員として抱え、福祉を食い物にして利権、癒着の体制から飛び出し、ともに手の政党が、一部の利権団体の利害に左右されることなく国民的視点に立った医療改革を進めることは、初めから困難なことであったかも知れません。

与党三党は、九月の本改正案施行までに抜本改革を取りまとめると主張しています。しかし、日ごろは審議会決定を金科玉条のように扱っている党の力で骨抜きにしてきたのは、だれであろうと党の内部のいわゆる族議員諸氏にはかなりません。

また、既に少なくとも半年以上の月日を費やして議論しながら、何らの具体案を提示できなかつたにもかかわらず、本改正案が成立してしまった後に、わずか四ヶ月で真の抜本改革を取りまとめることは、遺憾ながら不可能であると断じざるを得ません。

よって、私たちは、抜本改革への具体的な道筋に政府・与党を引き込むことができなかつたことを甚だ残念に思いますが、またその非力を国民の皆様方におびきを申し上げながら、抜本改革を示さない本改正案及びこれに対する修正案については反対せざるを得ないものであります。

かかる上は、一刻も早く利益団体に左右されない政権を実現し、医療構造改革を断行できる体制をつくるべく努力する決意であります。

第三の理由は、医療保険への国の負担を、改悪

を先送りした小手先の修正案を取りまとめるにどまりました。

考えてみれば、一部の方々は別としても、薬害エイズ問題で製薬メーカーとの癒着を取りざたされた元業務局長を現職議員として抱え、福祉を食い物にして利権、癒着の体制から飛び出し、ともに手の政党が、一部の利権団体の利害に左右されることなく国民的視点に立った医療改革を進めることは、初めから困難なことであったかも知れません。

与党三党は、九月の本改正案施行までに抜本改革を取りまとめると主張しています。しかし、日ごろは審議会決定を金科玉条のように扱っている党の力で骨抜きにしてきたのは、だれであろうと党の内部のいわゆる族議員諸氏にはかなりません。

また、既に少なくとも半年以上の月日を費やして議論しながら、何らの具体案を提示できなかつたにもかかわらず、本改正案が成立してしまった後に、わずか四ヶ月で真の抜本改革を取りまとめることは、遺憾ながら不可能であると断じざるを得ません。

よって、私たちは、抜本改革への具体的な道筋に政府・与党を引き込むことができなかつたことを甚だ残念に思いますが、またその非力を国民の皆様方におびきを申し上げながら、抜本改革を示さない本改正案及びこれに対する修正案については反対せざるを得ないものであります。

かかる上は、一刻も早く利益団体に左右されない政権を実現し、医療構造改革を断行できる体制をつくるべく努力する決意であります。

第三の理由は、医療保険への国の負担を、改悪

を先送りした小手先の修正案を取りまとめるにどまりました。

考えてみれば、一部の方々は別としても、薬害エイズ問題で製薬メーカーとの癒着を取りざたされた元業務局長を現職議員として抱え、福祉を食い物にして利権、癒着の体制から飛び出し、ともに手の政党が、一部の利権団体の利害に左右されることなく国民的視点に立った医療改革を進めることは、初めから困難なことであったかも知れません。

与党三党は、九月の本改正案施行までに抜本改革を取りまとめると主張しています。しかし、日ごろは審議会決定を金科玉条のように扱っている党の力で骨抜きにしてきたのは、だれであろうと党の内部のいわゆる族議員諸氏にはかなりません。

また、既に少なくとも半年以上の月日を費やして議論しながら、何らの具体案を提示できなかつたにもかかわらず、本改正案が成立してしまった後に、わずか四ヶ月で真の抜本改革を取りまとめることは、遺憾ながら不可能であると断じざるを得ません。

よって、私たちは、抜本改革への具体的な道筋に政府・与党を引き込むことができなかつたことを甚だ残念に思いますが、またその非力を国民の皆様方におびきを申し上げながら、抜本改革を示さない本改正案及びこれに対する修正案については反対せざるを得ないものであります。

かかる上は、一刻も早く利益団体に左右されない政権を実現し、医療構造改革を断行できる体制をつくるべく努力する決意であります。

第三の理由は、医療保険への国の負担を、改悪

議長、コーエン国防長官との意見交換などを进行了。しかし、これらの会談などは、現在の幅広い日米関係をさらに発展させていく上で有意義であったと思います。

豪州及びニュージーランド訪問においては、それぞれハワード首相及びボルジャー首相と会談し、良好な二国間関係を確認するとともに、アジア太平洋地域情勢及び二国間関係について意見交換を行いました。

豪州においては、私から、アジア太平洋地域の中の日豪関係に関する政策演説を行うとともに、ハワード首相との間で、原則として年一回首脳会談を行うこと、次回日豪閣僚委員会を八月一日に東京で開催すること、及び経済のみならず政治・安全保障分野での対話・協力を強化していくことなどにつき合意しました。

また、ニュージーランドでは、両国の共通の関心事項につき首脳間で率直な意見交換を行うとともに、私よりの招待を受け、ボルジャー首相が来年前半に日本を訪問されることになりました。(拍手)

内閣総理大臣の発言(米国、豪州及びニュージーランド訪問に関する報告)に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。浜田靖一君。

〔浜田靖一君登壇〕
○浜田靖一君 私は、自由民主党を代表して、橋本総理の帰国報告に対しても質問させていただきまます。

今般、アジア太平洋外交の一環として、総理は米国、オーストラリア及びニュージーランドを訪問されたわけあります。まず初めに、米国訪問に関する質問をさせていただきたいと思いま

較的平穏なのではないかと考えております。今回

の首脳会談においては、経済問題についてどのようにやりとりが行われたのかをお伺いしたいと思います。

官などの新聞界、さらにはゴア副大統領、ルーピン財務長官など多くの米国の要人が訪日しました。このように政権発足後に主要閣僚のほとんどが訪日したということは、過去に記憶がございません。私としては、それだけ日米関係が成熟性を増してきたのではないかと受けとめております。

それらの要人と橋本総理がみずから会談を行ってこれらのこととは、日米間の信頼関係を強化する上で有意義なことでありました。

そのような背景のもとで、第一期クリントン政権発足後の早期の機会に行われた今回の総理訪米は、時宜を得たものであると考えています。今般の訪米の成果に関する総理のお考えをお伺いします。

私は、日米安保体制は日米関係の基盤であると考

えており、その日米安保体制を今後一層強化することは、日米関係の発展のために極めて重要なことです。その一環として現在行われている日米防衛協力のための指針の見直しは、国民的議論を踏まえた上で、国民の理解を得つて行われるべきであると考えておりますが、今回の総理訪米の内容も踏まえ、日米防衛協力のための指針の見直しを今後どう進めていくかについて、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

また、在日米軍の基地が集中していることによる沖縄県民の負担を国民全体で分かち合っていくことも重要であります。沖縄県民の負担軽減のためには、まずSACO最終報告の内容を実現する

ことが重要であります。日米首脳会談においても、最終報告の着実な実施について意見が一致しましたとの承知しますが、最終報告の実現に向けての総理の御決意をお伺いいたします。

昨年来、日米経済関係は、半導体、保険などの幾つかの個別経済問題が解決されてきており、比

方につき述べられたと聞いております。

また、ニュージーランドにおいては、ボルジャー首相との間で、アジア太平洋情勢等についての総理御自身の所感を述べるとともに、豪州とアジア太平洋地域との関係及び日豪協力のあり

方について述べられたと聞いております。

同演説においては、アジア太平洋情勢の現状についての総理御自身の所感を述べるとともに、豪州とアジア太平洋地域との関係及び日豪協力のあり

て意見交換を行われたと承知しております。

このように、総理は両国において精力的に活動され、また現地のメディアも総理の訪問を大きく報じていると聞いておりますが、総理御自身として、今回の豪州及びニュージーランド訪問の成果及び意義をどのようにお伝えおられるのかをお伺いします。

特に、橋本内閣が取り組んできている規制緩和の推進、財政構造改革等の諸改革につきクリントン大統領よりいかなる反応があつたのか。また、外債を含む日本経済の現状について橋本総理が説明をされたと伺っておりますが、総理よりいかなる説明をされたのかをお伺いしたいと思いま

す。

日米関係というのは、グローバルな広がりを持つ関係であります。その中でも、日米が協力して地球規模の課題に取り組んでいるコモン・アジアンダは、よりよい世界を構築するための重要な枠組みであり、今後一層強化していくべきであると考えております。ゴア副大統領との会談においてコモン・エンジニアリングを取り上げられたとのことであります。が、その内容をお伺いしたいと思いま

す。

次に、総理によるオーストラリア及びニュージーランド訪問に関する質問したいと思います。

日本の総理が豪州及びニュージーランドを訪問したのは四年ぶりのことと伺っております。総理御自身、特に豪州との関係は非常に長いと伺っておりますが、今回の総理の訪問により、豪州及びニュージーランドとの関係が一層強化されただけではなく、両国の首脳との間の個人的な信頼関係も強化されたものと考えております。豪州及びニュージーランドと我が国の関係は、これまで貿易・投資を中心とする経済関係が大きな比重を占めていたと思われますが、今回の訪問により、両国との二国間関係が経済のみならず政治・安全保障

の総理の御決意をお伺いしたいと思います。

また、総理は豪州において、日豪首脳会談を行いました。日本のさまざまな改革への決意、日米

クリントン大統領を中心としたアメリカ側の要人との間で、安保、経済、アジア太平洋地域でのパートナーシップ、グローバルな日米協力を中心にして、さまざま分野で率直な議論を行うことができました。日本のさまざまな改革への決意、日米安保体制へのコミットメントを明らかにするとともに、現在の幅広い日米関係というものを一層発展させる上でも有意義であったと考えております。

〔内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 浜田議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の訪米の成果についてというお尋ねがありました。

ありがとうございました。

〔内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 浜田議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の訪米の成果についてというお尋ねがありました。

ありがとうございました。

次に、防衛協力のための指針の見直しについてお尋ねがありました。

これは、新しい時代におけるより効果的な日米間の防衛協力関係を構築することを目的とした重要な作業でありますし、ことしの秋を目前に銳意作業を進めております。見直しは、国内での論議を十分踏まえながら、国民の御理解を得つつ進めが必要があると考えております。今月中旬以降のかかるべき時点での進捗状況及び検討内容を公表し、その上で議論を煮詰めていきたい、そのように考えております。

次に、SACOの最終報告についてのお尋ねがありました。

米軍施設・区域の整理、統合・縮小について、沖縄県から伺った御希望を踏まえながら、日本両国政府が最大限の努力を払った結果として取りまとめてまいりましたSACOの最終報告であります。

この内容をまず着実に実施することが、沖縄県民の御負担を一步一歩軽減していく上で最も確実な道だと考えております。今後とも、最終報告の措置の実現に向けて、地元の方々の御理解と協力を仰ぎながら最大限の努力をしていきたいと考えております。

次に、日米首脳会談における経済問題についてのやりとりというお尋ねがございました。

大統領からは、我が國の規制緩和を含む構造改革努力に対する歓迎の意が示されましたし、また規制緩和に係る対話の強化に向けて話し合いを行うことといたしました。また、対外収支につきましては、私の方からは、我が國の貿易・サービス収支の黒字が中期的に大幅に拡大するといった状況は考へていない、我が国は各般の構造改革を通じて内需主導型の成長を確かなものとしていくつもりであることを説明いたしました。

また、ゴア副大統領との会談におけるコモン・アジェンダについてのお尋ねでありますが、地球規模の問題の解決に向けて日米協力を強化するところで見解が一致いたしました。副大統領は、中南

米における日米協力、環境教育に触れ、私の方から、副大統領が訪日の時点に提案いたしました

油流出事故への対応などの実施に言及し、来年初頭にはコモン・アジェンダの推進に向けて世界会議を日本で開催したいということを提案し、副大

統領から会議の成功を目指して協力が約束されました。

最後に、豪州及びニュージーランド訪問の成果及び意義に関する御質問がございました。

これは、まさに私自身考えてまいりましたアジア太平洋外交の一環として、我が国のアジア太平洋重視の姿勢、これら二国と我が国との協力関係が政治経済だけではなく文化などを含む幅広く深いものであることを内外に示すことができたと考えております。

殊にアジア太平洋地域とヨーロッパの首脳同士の非公式会合、いわゆるASEM、この会合において、今参加をいたしておらない豪州、ニュージーランドがアジア側の一員としてこれに席を持つてくれるなどを我々も支持し、またその方向に向けて協力するということを明らかにいたしましたことは、豪州、ニュージーランド自身アジア太平洋地域の一カ国としての主張を強めておりま

すだけに、それだけに喜んでいただけたのではないか、そのように考えております。(拍手)

○議長(伊藤景一郎君) 村井(君)

[村井(君)登壇] ○村井(君) 私は、新進党を代表して、ただいまの橋本総理大臣の報告について質問をいたしました。

私は、所得税などの大減税を実施することにより内需の拡大を図る以外ないと考えて、そのためには提言を重ねてきたことは御承知のとおりであります。

日本政府はG7などで内需拡大を国際的に公約しているながら、内需抑制、黒字増大の政策を実施しているのが実態であります。このままでは秋ころには相当厳しい状況になると思われますが、総理はその際どう責任をおとりになられるのでしょうか。

今回の日米首脳会談は、クリントン政権一期目の会談であります。クリントン政権との最初の首脳会談が行われたのは、ちょうど四年前の四月であります。そのとき、クリントン大統領は当時の官選総理にこう語りかけたと伝えられます。「我々両国の冷戦時代からのパートナーシップは時代おくれである。我々は、もっと長期のビ

ジョン、とりわけ相互の尊重と責任を土台とした新しいパートナーシップを必要としている」と。

四年後の今、私は、この新しいパートナーシップを具体的に話し合う段階に入ったと実感するものであります。

新進党は、四月二十八日から五月三日まで訪米を派遣、米国の要人とさまざまに協議をしてまいりましたが、その経験も踏まえて幾つかお尋ねをしたいと存じます。

まず、経済問題について伺います。

米国は、我が国の経済政策に大きな懸念を持っています。消費税率の引き上げ、特別減税の打ち切りを含む九兆円にも上る国民の負担増は、我が国の景気を後退させ、内需不振による輸出への傾斜が米国内の保護主義を助長し、日本の貿易摩擦を再び激化させるのではないかとの懸念がそれ

であります。

総理はこのたびの首脳会談で、黒字を拡大させないと公約されました。日本は対米黒字は既に六ヶ月連続で拡大中であります。財政危機宣言をされた以上、公共投資の拡大もできない、金利は史上未有の超低金利で景気対策としては使えないという状態の中で、円安にどう歯止めをかけていくのか、難しい経済のかじ取りを迫られることになります。

私たちは、所得税などの大減税を実施することにより内需の拡大を図る以外ないと考えて、そのためには提言を重ねてきたことは御承知のとおりであります。

日本政府はG7などで内需拡大を国際的に公約しているのが実態であります。このままでは秋ころには相当厳しい状況になると思われますが、総理はその際どう責任をおとりになられるのでしょうか。

次に、我が国の国連安保常任理事国入りについて、大統領が支持を表明し、橋本総理も意欲を表明されたと聞きますが、この問題に対して積極的に行動を示して、憲法上それが可能であるかどうかの見解を明確にしていくことが必要であると考えます。

これまでどのような協議を行って、どの点が問題となっているのか、さらに、今後どういう形で国民に示していくつもりか、総理の御見解をお聞かせください。

また、有事法制の整備について、総理は今後どう具体的に進めるお考えか、お聞かせいただきたいと存じます。

次に、我が国の国連安保常任理事国入りについて、大統領が支持を表明し、橋本総理も意欲を表明されたと聞きますが、この問題に対して積極的であった細川内閣羽田内閣に対して、村山内閣は消極的な印象を与えておりましたが、橋本内閣はそれとは異なる姿勢をおとりになるのか、また米国の支持の強さをどう評価しておられるか、総理の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

今回、沖縄問題についても話し合われ、クリントン大統領から、センシティブ、敏感などという表現で、真剣に対応していく旨の表明があつたことは率直に評価いたしますが、特にその七五%が沖縄に集中している米軍基地の本土移転など、沖縄県の負担軽減に総理はいかなる決意表明をされた

なかつたOECDの国は、自分の知る限り、ない」と私たちに述べました。

次いで、安全保障問題について伺います。

今回の首脳会談では、日米同盟の強化が確認され、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドライン見直し作業を促進することが合意されました。

ありがとうございました。

のか、伺いたいと思います。

我が國周辺の力の均衡に影響を与えないで沖縄の負担を軽減していくことは容易ではありませんが、政府として今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、総理の御所見を伺います。

日本共通の課題の中で重要な一つは、北朝鮮問題であります。我が國には、北朝鮮との間に解決しなければならない重要な問題として人道問題があることを総理は再三にわざと強調されました。この姿勢を私は評価するものであります。

総理が明言された以上、北朝鮮に対する米支援の問題については明確な原則を定めた上で対処すべきであり、無原則に米の支援を再開するべきではないと思いますが、総理の御見解を伺います。

また、あわせて、拉致されている少なくとも九名の日本人の無事帰国と日本人妻の里帰りに政府は今後どのように対処するおつもりか、明確なお答えを求めまして、私の質問といたします。

(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 村井議員にお答えを申し上げます。

まず、日米首脳会談において、黒字を拡大させないと公約したという御質問がありました。

そういう公約をいたしてはおりません。对外収支の問題は論議になりました。そして、アメリカ側が主張されたのは経常収支の黒字であり、私がから説明をいたしましたのは貿易・サービス収支の黒字、これは経済の構造的な変化によって急速に縮小してきている、今後一時的な変動はあるとしても、中期的に見て大幅に拡大するとは考えていないという説明を私はいたしました。そして、黒字が全く増大しないというような公約はいたしていません。政府としては、各般の構造改革努力を通じて、内需主導型の成長を確かなものとしてまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインの見直しについてのお尋ねがございましたが、この作業では、日本周辺地域

において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合における協力を含めて、新しい時代における防衛協力につき、さまざま

な角度から検討をいたしております。その見直しは、国内での論議を十分踏まえながら、国民の御理解を得つつ進めていく必要があると考えてお

り、今月中旬以降のかかるべき時点におきまし

て、そのときまでの進捗状況及び検討内容を公表

したいと考えております。

次に、有事法制についてお尋ねがありました。

自衛隊の行動にかかる有事法制の研究というものは当然必要なことでありますし、政府でも研究をしてきたところであります。法制化の問題については高度の政治判断に係るものであり、国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて

対応すべきものと考えております。

次に、我が国の安全保衛理事会常任理事国入りにつきましては、政府の立場は、私自身国連総会でも表明してまいりましたとおり、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという基本的な考え方のもとにおいて、多くの国々の賛同を得て常任理事国

としての責任を果たす用意があるということであ

ります。この基本姿勢は一度も変えておりませ

ん。こうした立場につきましては、先般のクリン

トン大統領との会談の機会を含めまして、米国政

府から強い支持を得ていていることは御承知のとおりであります。

次に、沖縄県の負担軽減につきましては、日米

首脳会談におきまして、SACO最終報告の着実

化を申上げます。

まず、日米首脳会談において、黒字を拡大させないと公約したという御質問がありました。

そういう公約をいたしてはおりません。对外収

支の問題は論議になりました。そして、アメリカ側が主張されたのは経常収支の黒字であり、私がから説明をいたしましたのは貿易・サービス収支の黒字、これは経済の構造的な変化によって急速に縮小してきている、今後一時的な変動はあるとしても、中期的に見て大幅に拡大するとは考えていないという説明を私はいたしました。そして、黒字が全く増大しないというような公約はいたしていません。政府としては、各般の構造改革努力を通じて、内需主導型の成長を確かなものとしてまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインの見直しについてのお尋ねがございましたが、この作業では、日本周辺地域

します。

次に、北朝鮮への米支援についてのお尋ねがございました。

先般のクリントン大統領との首脳会談におきま

しては、私から、国内における北朝鮮に対する人

道上の問題、こうした点を考えるとき厳しいもの

があることを述べてまいりました。対北朝鮮食糧

支援につきましては、国連人道問題局の統一ア

ビールも発出されていますけれども、種々の要素

を考慮に入れて総合的に検討し判断することとし

たいと考えております。

北朝鮮による拉致の疑いが持たれている事件に

ついてお尋ねがございました。

これらの事件につきましては、所要の捜査が進

められているものと承知をいたしております。ま

た、関連情報の収集にも努力をいたしております。

今後とも、我が國国民の安全にかかる重要な

問題であるとの認識に立ち、真剣に対処してい

きます。

また、いわゆる日本人妻の方々に対するお尋ね

がございました。

政府としては、従来から日本赤十字社を通じた

北朝鮮側への安否調査要請などを行ってまいりま

したほかに、日朝国交正常化交渉の場におきまし

ます。そのことは周辺地域の誤解を解くことにもなると述べ、米側の同意を得たということです。

しかし、それはただ単に作業の状況を中間報告的に

発表することにとどまらず、周辺諸国とりわけ中

国に対して我が國の真意を理解してもらう外交的

努力を強めることでなければなりません。

残念ながら、これまでの政府の対外交を見る

限り、私には、総理の言う誤解を解くための真摯

な努力が払われたと信ずることはできないのであ

ります。安全保衛政策とは、有事に備えると同時

に、有事を起させない努力をすることでもあり

ます。その認識からすれば、私は、日本政府が安

全保障政策に関して、中国との二国間対話を進め

るだけではなく、米国政府とともに日米中の三方国

対話も追求することが重要であると考えるもので

あります。しかし、総理の見解をお伺いいたします。

また、ニュージーランドでは、両国共通の関心

事項につき率直な意見交換を行ったとのことで

す。画期的な行政改革を行った同国での意見交換

は、火だるまになつても行革を推進すると断言さ

れておられる総理にとって、とても有意義であ

たと推察いたします。運輸省の職員の大削減や

組織改革など、よく例に挙げられますニュージ

ーランドの行政改革について、どのような点が参考

になります。

ところ

で、総理はワシントンのナショナルブレ

ンセントーで講演し、みずから、アングロサクソ

ン系のマスクロードでは、悪く言えば保守派、よく

言つても慎重派と言わってきたことを認めつづ

どのような戦略目標で行われたのか、ぜひとも明確な御説明をいただきたいと思います。

あわせて、総理御自身、今回の三カ国訪問の成果は何であると考えておられるのか、またどのような

観点をされておられるのか、お尋ねいたしま

す。

次に、総理は、クリントン大統領との会談にお

いて、ガイドラインの見直し作業に透明性を与

えます。そのことは周辺地域の誤解を解くことにもなると述べ、米側の同意を得たということです。

次に、総理は、クリントン大統領との会談にお

いて、ガイドラインの見直し作業に透明性を与

官報号外

これからは改革派橋本と言わざるといと発言されたと伝えられています。果たして今の総理は改革派と呼べるのでありますか。国内では、つい先日、ある有力紙が早くも「指導力見えず、首相に失望」との報道をしており、どう見ても慎重派を卒業しているとは思えないのです。

海外のメディアイメージを気にかけるならば、この際、官僚と一線を画し、みずからが先頭に立つて行財政改革の具体的な姿を早急に国民の前に明確にすることが何よりも必要だと思うのであります。しかし、総理の空勢を改めてお伺いいたしました。

今回の訪米中にも、ゴア副大統領との会談の中で、日米が一九九三年に打ち出したコモン・アジェンダが主なテーマとなり、総理は特に環境と教育の分野の協力が重要なとの認識を示されたと聞いております。

地球環境問題については、持続可能な開発を目指したブラジル・リオの地球サミット以来、早急に地球規模での対応を迫られている課題であるにもかかわらず、その取り組みは遅々として進んでおりません。我が国が率先して地球環境問題に取り組む姿勢を示さなければならぬにもかかわらず、現状は、二酸化炭素の排出量は年々増加し、オゾン層破壊物質であるフロンの回収についても回収率が向上しないなど、政府が本当に地球環境問題に真剣に取り組むつもりがあるのか、甚だ疑問なのであります。具体的にどのような施策を講じるつもりなのか、お尋ねいたします。

最後に、今回の日米首脳会談に関連して、国民の多くが強い関心を抱いていたと思われる沖縄問題についてお尋ねいたします。

総理、私は、クリントン大統領との会談において、総理御自身が、在日米軍の兵力構成について、現時点で削減や変更を論じることは適切でないとはっきり言っていると明言したこと、大変な失望を覚えるものであります。総理の訪米に立って、沖縄の大田知事もアメリカを訪問し、米側の関係者に対して必死で沖縄の窮状を訴え続けました。にもかかわらず、本来国民の生命と安全を守るべき立場にあるべき我が国の総理大臣が、在日米軍の削減を口にすることすら適切でないと言いかけるとすれば、一体、沖縄県民はだれにみずから期待と要望を託せばいいのでしょうか。

加えて、我が党と自民党は、沖縄問題の解決に際して、在沖米軍を初めて在日米軍の兵力構成・レベルについて日米政府間で緊密に継続的に協議するよう努めさせるとの合意を交わし、総理御自身もこの合意を尊重することを明言されました。我が党は、この合意がまとめられ、今後着実に沖縄の米軍兵力の削減に取り組んでいく手がかりができたと理解したからこそ、駐留軍用地特別措置法の改正もやむなしとの判断を下したのであります。一体、公党間の合意をどのように認識しておられるのか、また現在は兵力見直しを米国との議題にも上げる時期ではないという判断の根拠はどうあるのか、ぜひお尋ねいたします。

総理は、ウェーリントンでの記者懇談の席上で、民主党について、少なくとも私は褒めてもらっていないと、我が党が苦手とのコメントをされておりません。そんなことはありません。この沖縄問題で官僚答弁を超えた勇気のある発言が示されるなら、我が党はどこよりも先に橋本總理を褒める用意があります。ぜひそのチャンスを民主党に与えていただきたいのです。

総理の明快かつ積極的な答弁を期待いたしました。私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 古川議員にお答えを申し上げます。

まず第一に、このたびの外遊にどのような戦略目的があつたのかというお尋ねがありました。

最大の目的は、オーストラリア及びニュージーランドをアジア太平洋地域の一カ国として位置づけて、それを国際的にも認知させていく、その役割を担いたい、またそれがある程度成功した、私はそう考えております。

行政改革につきましては、既に行政改革会議におきまして中央省庁の再編などに取り組むほかに、当面取り組むべき課題につきましては、その目標期限を明らかにした行政改革プログラムを昨年末決定し、また、規制緩和推進計画の拡充、再改定など着実に取り組んでいることは御承知のとおりでありますし、財政構造改革につきましても、財政構造改革会議において、私から先般五つ目標期限を明らかにした行政改革プログラムを昨年末決定し、また、規制緩和推進計画の拡充、再改定など着実に取り組んでいます。

政府としてはこれまで、地球温暖化防止行動計画や環境基本計画などに基づいて、二酸化炭素の排出抑制対策やフロンの回収などに努めてきております。今後とも、地球環境問題の重要性にかかる精力的に具体案を検討いたしております。

次に、地球環境問題についてのお尋ねがございました。

A SEMにおいて、アジア太平洋側の代表としてランドが入っておらず、その参加を希望している豪州、ニュージーランドを位置づける、それに向けての努力であります。

次に、安全保障に関する日米中三カ国対話をどうお尋ねがございました。

日米中の三カ国、殊に日中、日米、米中、この三カ国間のそれぞれが安定した協力関係を維持すること、これはアジア太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要でありますし、我が国としても、同盟のため、ASEAN地域フォーラムのような多国間での協力の場も通じ安全保障面の対話を進めています。

ニュージーランドの行革について、どのような点が参考になつたかという御質問がありました。ボルジャー首相からは、今回に限らず前回も、ニュージーランドの改革の進捗状況についての御説明をいただいております。改革を行つて至つた背景、行政の仕組み、経済構造等で異なる面がありますので、そのまま我が国に役立つとは考えにく面がありますが、ニュージーランドの改革は規制緩和など一つの壮大な実験として参考になることがあります。そこで、そのまま我が国に役立つとは考えにくいことを繰り返して申し上げてまいります。

しかし、同時に、沖縄問題の審議の際、私は繰り返し本院におきましても申し上げてまいりましたように、現時点におけるアジア太平洋地域の不確実性、不透明な状況というものの、その安全保障環境の中、現時点において日本に駐留する米軍の縮小といったものを提起する時期ではないと私は考えるということを繰り返して申し上げてまいりました。にもかかわらず、今回の首脳会談でこれを発言しなかつたことが合意にもとるという御認識であるとすれば、私は大変残念であります。

そして、合意の中におきまして、米軍の兵力構成について、現在の地域情勢の中で私どもは現在の兵力水準を維持することが重要だと考えており

ますけれども、同時に、日米首脳会談でも確認をされましたように、日米安保共同宣言に基づいて、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢、防衛政策というものについて緊密な協議を進めてまいりました。用意を持っております。今回もその点を確認いたします。（拍手）

○議長（伊藤東一郎君） 松本善明君。

〔松本善明君登壇〕

○松本善明君 私は、日本共産党を代表して、総理の訪米報告について質問をいたします。

今回の日米首脳会談ほど日本外交の対米従属の深さと危険を示したものはありません。総理は、首脳会談の日程に合わせることを至上命題として、沖縄県民の土地を強制的に米軍に提供する米軍用地特措法を大改悪し、沖縄米軍の実彈演習の全国への拡散、普天間にかかる海上墓地の調査も進行いたしました。しかも、日米安保共同宣言を国会としても推進するという異例の国会決議を背景に訪米しました。これら一連の事態を我が党は、これが正しかったことは、あなたがクリントン大統領に用地の提供義務を履行できたと報告した事実では、きりと証明をされました。アメリカからも植民地外交の声が出てきたのは当然であります。

総理、対米外交のために憲法も国民の権利も犠牲にするのは、政治のあり方として全く間違っているではありませんか。まず、総理の対米外交姿勢の根本について質問をいたします。

第一は、総理の側から在日米軍の水準維持を発言した問題であります。

これは一体何ということでしょう。沖縄はもちろん、日本国民の多くが米軍基地の撤去を求めているときには、あなたは、現時点では兵力の削減を論することは不適当と声明したのであります。これは、キャンベル国防次官補代理が四月十五日、アメリカ議会で、「我々の同盟関係強化の戦略

は、無期限の将来にわたって現在の在日米軍の水準を維持する」と証言した直後だっただけに、とりわけ重大であります。あなたは、アメリカ政府の「無期限に在日米軍の水準を維持する」という公式の戦略を容認してきたのであります。全く異常です。

あなたは、二十一世紀まで米軍の水準を維持し、沖縄の基地の撤去は求めないと言うのですか。あなたの日本人としての良心もあわせて問うものであります。

第三は、ガイドライン見直し作業についてであります。

我が党は、これは、日本周辺有事、換言すれば日本防衛と無関係のアメリカ有事の日米共同作戦の協議だと批判してきましたが、あなたはこの促進について合意いたしました。この見直しには自衛隊による機雷掃海も含まれていると言われています。

ですが、日本の防衛と無関係に機雷掃海その他の武力行使を米軍と共同で行うことは、まさに集團自衛権の行使であります。

総理、日本防衛と関係のない事態に対する日米共同作戦を協議すること自体、憲法違反の集團自衛権行使に道を開くもので、憲法の平和原則に対する重大な挑戦ではありませんか。明確な答弁を求めます。

また、ガイドラインの見直しについて、あなたは、新たな立法措置については予断を避けたいと述べ、有事法制について否定しませんでした。久間防衛庁長官は既に有事立法の必要性について言及しています。有事法制について何と考えているか、総理と防衛庁長官の答弁を求めるものであります。

総理は、ナショナルプレスクラブで佐藤総理の沖縄返還について述べましたが、沖縄返還に核兵器持ち込みの密約があったことは、アメリカの公文書、密約の直接の当事者若泉氏やキッシンジャー氏などによって明らかにされています。いよいよ佐藤首相本人の日記でこれが確認されると御質問がありました。

いうことになりました。

クリントン大統領は、首脳会談後の記者会見で、内需主導の経済成長の促進を要望し、抜本的な規制撤廃への支持を含む、日本経済の構造調整への首相の誓約を歓迎すると述べました。総理はどういう誓約をしたのです。包括協議で対米公

約となっている六百三十兆円の公共事業の実行を再確認したのであります。そうだとすれば、国会で総理がこれを聖域にしないと答弁したことを見ずからほこにすることになります。はつきりお答えいただきたいと思います。

総理は、会談後の記者会見で、「包括協議のもとで規制緩和に関する対話をいかに強化するか、両国の事務レベルの協議を開始することにした」と述べました。包括協議は対等平等を装つておりますが、事実上、日本に圧力をかける場であります。現に、ゼネコン奉仕型の大型公共事業推進によるむだ遣いの拡大、米輸入自由化、大規模小売店舗法の規制緩和など、国民生活に大きな困難をもたらしただけであります。事務レベル協議はもちろん、包括協議そのものを見直すべきではありませんか。

総理、対米従属を断ち切ることは、日本国民の生活と安全のためにも、世界の平和のためにも、極めて重要な問題であります。私は、あなたの方の路線が日本でも世界でも次第に支持が得られなくなり、最後は必ず失敗するだろうことを指摘し、明確な答弁を求めて、質問を終わります。（拍手）

総理は、ナショナルプレスクラブで佐藤総理の沖縄返還について述べましたが、沖縄返還に核兵器持ち込みの密約があったことは、アメリカの公文書、密約の直接の当事者若泉氏やキッシンジャー氏などによって明らかにされています。いよいよ佐藤首相本人の日記でこれが確認されると御質問がありました。

日米安保体制を基盤とする日米間の良好な協力協調関係の維持発展は、アジア太平洋地域だけでなく、国際社会全体の平和と安定の上に極めて重要な役割を果たしており、今後とも米国と緊密に協力しながら国際社会の平和と安定に貢献していく考えであります。なお、先般国会で御審議をいただき成立いたしました駐留軍用地特措法の改正が憲法に反するものではないことは、総理が正しくあります。

次に、在日米軍の兵力構成について御意見があ

ります。これも繰り返し申し上げておりますように、現在の兵力水準を維持することが重要であると考えております。（発言する者あり）問題と言われば、私はそれが正しいと思っております。同時に、国際的な安全保障情勢において起こり得る変化というものに対応し、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢や防衛政策について緊密な協議を継続するという日米安保共同宣言のコミットメントをいたしました。

また、ガイドラインについてのお尋ねがありますが、この作業では、日本周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合における協力を含めて、新しい時代における防衛協力のあり方についてさまざま角度から検討を行っております。見直しは、あくまでも我が国憲法の枠内で行うものでありまして、集団的自衛権の行使のように我が国憲法上許されないとされる事項について、従来の政府見解に何も変更はありません。

次に、有事法制につきましては、自衛隊にかかる有事法制の研究というものは当然必要なことがありますし、政府も研究をしてきたところであります。ですが、法制化の問題については高度の政治判断に係るものであり、国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて対処すべきであると考えております。

次に、沖縄返還に際して核兵器持ち込みについての密約があったという御指摘ございました。沖縄返還交渉に際し、核兵器に係る問題は日本で極めて明確に確認されており、歴代の総理大臣、外務大臣が密約の存在を否定するとともに、核持ち込みの事前協議に対しては、常にこれを拒否する旨国会などの場で繰り返し明らかにしております。御指摘のようなわざわざ通告のし直し返し明らかになっていること、これで結構かと思ひます。

それから、日米首脳会談で経済構造調整についてどんな誓約をしたのかというお尋ねがありました。

私は、大統領に、現在我が国が進めておりますさまざまな改革、特に財政構造改革、規制緩和と金融システム改革を含む構造改革の進展状況を説明いたしました。同時に、これらの改革が良好な日米経済関係に対して好影響を及ぼすことを探してまいりました。大統領は、抜本的な規制緩和を含む日本経済の構造改革に対するそうした取り組みを歓迎しておられました。

次に、公共投資基本計画の実行を確認したのか歳出の改革と縮減の具体的方策の検討結果を踏まえて対応することになると思います。なお、規制緩和に関する対話の強化、これは、今まで包括経済協議のもとで行ってまいりました規制緩和・競争政策等作業部会での経験を踏まえて、効果的な対話の枠組みを目指すことになると思います。残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣久間章生君登壇)

平成九年五月八日 衆議院会議録第三十一号

米国、豪州及びニューカレドニアの質疑

米国、豪州及びニューカレドニア訪問

○國務大臣(久間章生君) 有事法制についてのお尋ねですが、先ほど総理からも答弁がありました。よう、我が国有事における自衛隊の行動にかかる有事法制の研究につきましては、当然必要なことであります。政府でも従来より研究をしてきましたとおり、政府でも従来より研究をしてきましたところであります。

我が国の防衛を担当している防衛庁としては、研究にとどまらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましいと考えておりますが、いずれにせよ、単に研究にとどまらず、法制化をするか否かという問題は高度の政治判断に係るものであり、国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて対応すべきものと考えております。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 堀込征雄君。

(堀込征雄君登壇)

○堀込征雄君 先ほど橋本総理から報告がありました米国、オーストラリア、ニュージーランド三ヵ国訪問に関して、太陽党を代表して、質問をさせていただきます。

まず最初に、今回の外遊の目的、各國首脳との会談においてどのような話がなされ、具体的な成果が上がったのか、総理にお伺いをしてまいりたいと思います。

ワシントンにおいて、総理は、首脳会談のみならず、プレスクラブでの講演、議会関係者との懇談等で「同盟」という言葉を多用されました。同盟の定義についてどのような認識をお持ちであるのか、改めてお伺いをしておきたいと思います。

そのような中で、クリントン大統領との間で、ことし秋にまとめる日米防衛協力のためのガイドラインの見直しの促進で合意したとされています。が、ガイドラインの見直しは、日本が主導の対応とともに、朝鮮半島など周辺有事の際に、軍事行動の中の米軍に対して日本がこれまで後方支援を行えるかを具体的に検討することが主要な課題であります。

そこで、このことによる日本の生産農家への影響をどのように考へているのか、見解をお伺いいたし

その中で最大の問題が、集団的自衛権の行使を禁じているとされる日本の憲法解釈との整合性であります。総理は、首脳会談後の記者会見で、見直しは憲法の枠内で行うと改めて強調されました

が、今回のガイドラインの見直しに当たって、際限なき解釈の拡大で対処するのではなく、憲法議論をきちんとしておくべきと考えます。

実際、湾岸戦争時の政府解釈では、戦闘地近くでの輸送活動、情報活動などは集団的自衛権の行使に抵触するというのが政府見解であります。

その時々で解釈を広げ対応する手法でなく、国民にも周辺諸国にもわかりやすい明確な姿勢と対応が必要と思いますが、総理の見解を伺っておきたいと思います。

また、沖縄県などが強く求めている海兵隊を認めとする在日米軍の兵力削減については、国際情勢の変化に対応しつつ、日米安保共同宣言に基づき緊密に協議するべきであると考えますが、なぜ

兵力建減に対して消極的な発言に終始されたのか、お伺いをしておきたいと思います。

また、クリントン大統領は、日本の対米黒字に強い懸念を表明し、規制緩和を推進し、内需主導の経済成長を持続するよう総理に要請されました

が、それに対して総理は、内需主導経済への構造改革努力を説明し、黒字を拡大させないと約束されたと報ぜられています。しかし、日本の対米黒字は既に六ヶ月連続で拡大中であり、消費税の引き上げで個人消費が減速する懸念もあります。円安定着で輸出の増加傾向が強まる中、政府の期待どおりに内需拡大による黒字減らしが進むという保証がない中、クリントン大統領との約束は守れました。

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 堀込議員にお答えを申し上げます。

まず、「同盟」という言葉の定義をお尋ねいただきます。

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 堀込議員にお答えを申し上げます。

日本間の同盟、これは、法制局的な厳密な解釈をしますと、日米安保条約に基づいて日米が一定の権利義務関係にある、このようなお答えをすることがあります。しかし、一般的には、日米安保条約を基盤として、日米両国がその基本的な価値、利益をともにする国として、必ずしも安全保障面に限定するものではなく、政治経済の各分野で緊密に協力協調していく、そのよう

て、総理は、行政改革など六つの改革はぜひともやり遂げたいと改革実現へ決意を改めて示されました。しかし、総理は従来、火だるまになつて改革を行っていると主張されました。そうした総理の言葉にもかかわらず、改革や歳出削減が先送りされ、所得税減税の廃止、消費税の引き上げ、医療保険の値上げなど、国民負担増だけは着実に先行している現実に、果たして行財政を初めてとする諸改革は実行できるのか、結局国民負担をふやすことで帳じりを合わせるのではないかというのが国民の心配であります。

総理は、ニュージーランドで試された規制緩和では随分教訓を得るものが多かったと強調されました。今後我が国における規制緩和の実行に当たってどのような教訓を得たのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

今回の三ヵ国訪問は、今後の日本の安全保障環境、アジア太平洋の安定維持、アメリカと安全保障条約を結んでいるオーストラリア、ニュージーランドとの関係強化の第一歩につなげることが一番重要であったと考えますが、最後にその点について今回の訪問でどのような成果を上げたと認識しているかお伺いをいたして、私の質問を終わります。(拍手)

また、ニュージーランドでの首脳会談において、総理は、行政改革など六つの改革はぜひともやり遂げたいと改革実現へ決意を改めて示されました。しかし、総理は従来、火だるまになつて改革を行っていると主張されました。そうした総理の言葉にもかかわらず、改革や歳出削減が先送りされ、所得税減税の廃止、消費税の引き上げ、医療保険の値上げなど、国民負担増だけは着実に先行している現実に、果たして行財政を初めてとする諸改革は実行できるのか、結局国民負担をふやすことで帳じりを合わせるのではないかというのが国民の心配であります。

総理は、ニュージーランドで試された規制緩和では随分教訓を得るものが多かったと強調されました。今後我が国における規制緩和の実行に当たってどのような教訓を得たのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

今回の三ヵ国訪問は、今後の日本の安全保障環境、アジア太平洋の安定維持、アメリカと安全保障条約を結んでいるオーストラリア、ニュージーランドとの関係強化の第一歩につなげることが一番重要であったと考えますが、最後にその点について今回の訪問でどのような成果を上げたと認識しているかお伺いをいたして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 堀込議員にお答えを申し上げます。

まず、「同盟」という言葉の定義をお尋ねいただきます。

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 堀込議員にお答えを申し上げます。

日本間の同盟、これは、法制局的な厳密な解釈をしますと、日米安保条約に基づいて日米が一定の権利義務関係にある、このようなお答えをすることがあります。しかし、一般的には、日米安保条約を基盤として、日米両国がその基本的な価値、利益をともにする国として、必ずしも安全保障面に限定するものではなく、政治経

ます。

な関係を総称する意味に使われていると考えておられますし、私もそのような思いでこれを使いました。

次に、ガイドラインのお尋ねがございましたが、これはあくまでも日本国憲法の枠内で行うものでありますし、集団的自衛権の行使のよう在我が国憲法上許されないとされる事項について、從来の政府の見解に何ら変更はございません。また、見直しは、国内での論議を十分踏まえながら、国民や周辺諸国の理解を得つつ進めていくことが必要であると考えております。また、沖縄県などが強く求めている在日米軍兵力の削減について、なぜ消極的な発言に終始したかというお尋ねがありました。

私は、現時点においては、現在の地域情勢のもとで、米国がこの地域において現在の兵力水準を維持することが重要だと考えており、その上で国民的な御論議をいただきたいと考えております。

また、沖縄県などが強く求めている在日米軍兵力の削減について、なぜ消極的な発言に終始したかというお尋ねがありました。

私は、現時点においては、現在の地域情勢のもとで、米国がこの地域において現在の兵力水準を維持することが重要だと考えております。それは、本院でもしばしば明らかに申し上げてまいりました。同時に、国際的な安全保障情勢において起ころり得る変化に対応し、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢や防衛政策について緊密な協議を継続する、これは日米安保共同宣言のコミットメントの中にもありますし、これを再確認している。こういう情勢があればいつでもそうした努力はしていく、そういう状況にあります。

また、黒字を拡大しないと公約したがというお尋ねがございました。

先ほどお答えを申し上げたところであります。が、私は、経常収支で議論をするべきではない、むしろこれは貿易・サービス収支で議論をすべきだということを申し、その貿易・サービス収支の黒字は経済の構造的な変化によって急速に縮小してきている、一時的な変動は今後あり得る、これもあり得るでしょうけれども、中期的に見て大幅に拡大すると考えていいことを説明したもので

あります。黒字が全く拡大しない、あるいは増大しないといった約束をしているということではございません。政府としては、各般の構造改革努力を通じて、内需主導型の成長というものを確かなものにしてまいりたいと考えております。

また、日豪首脳会談におきましての農産物貿易の問題のお尋ねがありました。

三年目のミニマムアクセス米の輸入の一部として行うSBS輸入は、豪州産米を含めて従来どおりグローバルに行うものであります。また、リンゴの輸入解禁につきましては、必要な栽培技術の開発を受けまして、先般、公聴会を開催いたしました。輸入解禁に当たりましては、病害虫が侵入し悪影響を及ぼさないように、検疫制度の運営に万全を期してまいります。

次に、ニュージーランドの規制緩和についてお尋ねをいただきました。

日本を訪問されましたとき、あるいはその他のAPECの機会等におきまして、従来からボルジャー首相にはこの問題についてたびたび御意見を伺っております。今回もその後の進捗状況についての御説明を聞きました。私は、改革を行うに至った背景あるいは経済構造等異なる面がありますために、そのままこれが日本に導入できるとは考えておりません。しかし、ニュージーランドの改革というのが、特に規制緩和等、一つの実験として、壮大な実験として参考になる点があると思っております。

最後に、この三ヵ国との訪問の意義、特にオーストラリア、ニュージーランドとの関係強化の第一歩につなげることが重要であったと考えるという御指摘をいただきました。

米国におきまして、安全保障を含む多岐な分野にわたって率直かつ踏み込んだ意見交換を行っておりました以外に、豪州及びニュージーランドにおきましても、経済ばかりではなく、政治・安全保障、文化などを含む幅広い議論を尽くすこ

とができ、関係が確認されました。
そしてまた、豪州、ニュージーランドそれぞれが希望しておられる、ASEMの機構にアジア太平洋地域の代表としてこの二ヵ国に加わってもらいたい、日本もそれを支持し、サポートするこうした日本の姿勢というものを明らかにしていく中で、アジア太平洋地域の安定のために重要な位置を占めているこれら二ヵ国との協力というものがそれぞれのネットワークとして一層強化される、我が国の安全保障環境の改善にも資する部分があつた、そのように受けとめております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

間の公正な競争の促進に資するため、第一種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図る等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一種電気通信事業の許可の基準のうち、過剰設備防止条項等を撤廃することとしております。

第一に、郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続の条件に関する接続約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第三に、第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき等の場合を除き、これに応じなければならぬこととしております。

第四に、電気通信事業者は、電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が郵政省令で定める基準に適合するようになければならないこととしております。

〔議長退席、副議長着席〕
〔國務大臣壇之内久男君登壇〕

○國務大臣(壇之内久男君) 電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案、電話株式会社法の一部を改正する法律案、(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣壇之内久男君。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信分野における技術の進展とそれを利用した新たな役務に対する需要に対応し、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務とし

て、国内における電気通信業務その他の業務を行うことができるようとする等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

国際電信電話株式会社の業務として、国際電気通信業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、同社が保有する設備及び技術を活用した国内電気通信業務等を追加することとしております。

最後に、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本電信電話株式会社(以下「会社」といいます)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行ふことを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」といいます)は、地域会社が発行する株式の引き受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする等の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その日

的を達成するために必要な業務を行うことができるとしております。

第四に、地域会社は、その目的を達成するため、地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務等を営むことがであります。

第五に、会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適切かつ効率的に行われるよう配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならぬこととしております。

第六に、会社は、新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画等について、地域会社は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画等について郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等、それぞれの監督について所要の規定を設けることとしております。

第七に、附則において、会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができるとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしておりります。

なお、この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、これら三法律案の趣旨であります。

(拍手)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(渡部恒三君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。河合正智君。

(河合正智君登壇)

○河合正智君 新進党の河合正智でございます。私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました電気通信事業法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び並びに国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につき、總理及び郵政大臣に質問申し上げます。

昨年十一月六日、十四年間にわたりまして懸案

とされ続けましたNTTの分離分割問題が、郵政省との間で合意されました。いわゆる純粹持株会社案との間で合意されました。いわゆる純粹持株会社案の一つである子会社形態で長距離会社を分離、地域会社を東西二社に分割する、長距離会社は国際通信にも進出できるというものが、これは、一九八一年、昭和五十七年七月の土光調査基準で合意内容と言えるのであります。

また、本社が持ち株会社形態で国際長距離会社と地域会社を所有するという点では、アメリカに本答申のフレームを純粹持株会社でつなぎ合わせた合意内容と言えるのであります。

本答申のフレームを純粹持株会社でつなぎ合わせた合意内容と言えるのであります。

第七に、附則において、会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができるとしております。

その他の所要の規定の整備を行ふこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、これら三法律案の趣旨であります。

(拍手)

そこで、總理にお伺いを申し上げます。NTT再編のために十四年間もかかったというその政治の責任をどのようにお考えでしょうか。

また、持株会社を特殊法人とし、さらに東西地域会社を特殊法人としたのはなぜか。しかも、地域の加入者線を独占したままでは国内における競争が歓かず、結局消費者利益につながらないのではないですか。つまり、国民にとって利用料金は下がるのでしょうか。また、サービスはより多様化するのでしょうか。何のためにNTTを再編するのかという改革の原点を見失っているのではないかと私は思いますが、いかがでございましょうか。

東日本会社から西日本会社に非課税の赤字補てんが認められているのはなぜでしょうか。内部補助による非効率な経営体質の改善こそNTT分割論議の最も重要な課題でなかつたのでしょうか。

さらに、今回の改正案はNTTの地域回線網を前提にいたしておりますが、無線によるネットワークインフラの高度化により、電話加入権の概念が変わってくると思われます。その対策をどのように考えておいでですか、お伺いいたします。

また、從来、我が国は、国内通信はNTT、国際通信はKDDとすみ分けをしてまいりました。改正案では、NTT長距離会社に国際進出を認め、KDDに国内通信業務を行えるようになっております。

總理が強い意向を示したと言われる今回の改正案は、NTTの国際進出を早急に進めることができぬ命題でございました。そのため、KDDのあり方等については十分煮詰めないまま見切り発車した面があるのでないか。KDDを特殊法人のま

ま残したのはなぜでしょうか。むしろ、二年後DD法は廃止すべきと私は考えますが、郵政大臣にお伺いいたします。

次に、総理に、情報通信の位置づけについてお伺いをいたします。

日本で先送りとしていた十四年間に、世界では何が起きていたのか。各国では、情報通信分野を国家戦略として位置づけていました。

アメリカでは、一九九一年、クリントン政権は、今世紀中にすべての教室、すべての図書館、すべての病院や診療所を全米情報基盤につなぎ、そしてグローバルな情報基盤につなぐという大きな国民的目標を打ち立てました。シンガポールにおきましては、リー・クアンユー当時の首相が同じく一九九二年、IT200構想を発表し、現在は情報ネットワークの中枢を握り、電子国家を築こうとしております。マレーシアのマハティール首相は、マルチメディア・スーパー・コリドー計画で情報大国へ向けて強いリーダーシップを発揮しております。

その上、世界の通信市場では、コンサート、ワールド・パートナーズ、グローバルワンという三大メガキャリアが国境を越えた通信サービスを急拡大しております。

一方、一八七六年、ベルが最初に実用的電話を発明してから百二十年たちました今日、音声だけの電話の市場からデータ通信を初めとするマルチメディアサービスへの移行が急速に進み、この二つの世界の潮流に日本は今取り残されようとしているのであります。

今や文明は、紀元前における農業革命と、十八世紀の産業革命に次いでデジタル情報革命という第三の革命の中になります。しかし、政府にはこうした認識に欠け、情報通信が二十一世紀の重要な経済戦略分野の一つであるという国家戦略がなかったと私は考えます。総理はどういうお考えでしようか。

次に、郵政大臣にお伺いいたします。

高度情報通信分野で実現しなければいけないことが二つございます。規制緩和と競争ルールづくりであります。

日本の国内通信市場は六兆七千億円あり、国際通信市場四千七百億円に比較しまして著しく大きいのでございます。この点におきまして、国内の通信市場の規模が比較的小さいヨーロッパやアジアと異なっているわけでございます。我が国は、アメリカと同じように、十分に複数の通信事業者が競争できる市場環境と言えるのでございます。

たたがって、我が国におきましては、思い切った競争政策により、通信産業の料金低下とサービスの高度化、多様化によりインフラ投資を拡大し、金融、保険、商社、コンピューターなどの産業の強化及び再編を進め、その結果、通信事業者が競争できる市場環境と言えるのでございます。

アメリカと同じように、十分に複数の通信事業者が競争できる市場環境と言えるのでございます。

アメリカと同様に、十分に複数の通信事業者が競争できる市場環境と言えるのでございます。

アメリカと同じように、十分に複数の通信事業者が競争できる市場環境と言えるのでございます。

どのようにお考えか、お伺いいたします。

最後に、総理大臣にお伺いいたします。

NTTとKDDのアメリカ子会社が今年一月と

二月にいわゆる回線リセールと呼ばれる国際通信サービスのビジネスを申請したところ、アメリカ

FCCは認証を保留いたしました。報道によりますと、アメリカ側が示した二つの条件は、一つ、

今年九月期限のNTT調達取り決めの延長、二つ、NTTとKDDの外資規制の年内撤廃とのこ

とでございます。これは、アメリカ政府が主張する相互主義と矛盾する上、資材調達交渉とは切り離して解決されるべき問題とを考えます。

総理はこの件をどのように解決されるのかお伺いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 河合議員にお答えを申し上げます。

まず、NTTの経営形態問題の解決に十四年といふ年月を要した、その政治の責任いかんという御意見でございました。

NTTの経営形態問題につきましては、随分さ

する仕組みを講じることとなっていましたが、ど

のように対策をお考へか、お伺いいたします。

NTTの経営形態問題につきましては、随分さ

する仕組みを講じることとなっていましたが、ど

うような対策をお考へか、お伺いいたします。

NTTの経営形態問題につきましては、随分さ

する仕組みを講じることとなっていましたが、ど

うような対策をお考へか、お伺いいたします。

NTTの経営形態問題につきましては、随分さ

する仕組みを講じることとなっていましたが、ど

うような対策をお考へか、お伺いいたします。

NTTの経営形態問題につきましては、随分さ

する仕組みを講じることとなっていましたが、ど

うような対策をお考へか、お伺いいたします。

なお、最初の御質問にも関連する部分であります

が、ここまでの論議の中にありました一つの大

きなポイント、それは、旧電電公社の持つており

ました研究開発機能をどのような形で存続するこ

とが一番その機能を低下させないか、そうした視

点からの議論がありましたことも、ぜひお心にお

とめをいただきたいと思うのであります。

次に、今回の再編案では、競争が生じず、消費

者利益につながらないのでないかというお尋ね

がございました。

現在のNTTが長距離一社及び地域一社の別々

の会社に再編されることによりまして、長距離通信市場における公正競争が促進されることになり

ます。また、地域通信市場におきましても、比較

競争などを通じた競争の活性化、地域における過

度な経営管理の向上などが図られることにより、

低廉な料金やサービスの多様化が期待できるもの

と考えております。

次に、情報通信分野における国家戦略について

御意見がございました。

情報通信が経済を牽引する戦略分野であるこ

と、そしてその発展を図ることが極めて重要な国

家戦略上の課題であることは、認識をいたしてお

るつもりであります。政府といいたしましては、現

在既に総理大臣を本部長とする高度情報通信社会

推進本部を設置し、全省庁による推進体制を整備

官報(号外)

の精神にもそぐわないものだと考えておりまして、今後とも、早急に事業者への認証が付与されるよう米国政府に対し強く求めていきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣堀之内久男君登壇〕

○國務大臣(堀之内久男君) 河合議員にお答え申しあげます。

東会社から西会社への非課税の赤字補てんについてのお尋ねであります。この特例制度は、再編成後の西会社が当面赤字の会社になる可能性があります。かつ、経営改善の成果があらわれるまでには一定の期間が必要と考えられますことから、現在NTTが一社体制のもとで果たしている全国あまねく電話サービスの安定的な供給が、再編成後においても滞りなく遂行されるよう措置したものであります。

ただし、この特例は、今回の再編成の趣旨にかんがみ、三事業年度に限った措置としており、この間に西会社は経営改善に努めることとなるため、今回の再編案は経営体質の改善という課題に十分こだえることができるものと考えております。

次に、無線によるネットワークインフラの高度化と電話加入権の関係についてのお尋ねであります。加入者系ネットワークインフラの整備に当たっては、光ファイバ網に加えて、加入者系無線システムを活用することにより高度化を進めることとしております。NTTの電話加入権につきましては、現在においても、その基礎となる施設設備負担金をめぐり議論が存するところでありますが、その将来のあり方につきましては、有線系ネットワークによる電話サービスの展開や加入者系無線システムのかかわり等の状況も踏まえまして検討を行う必要があるものと考えております。

次に、今後のKDDのあり方についてのお尋ねであります。我が国及び国民の利益を図るために

には、国際情報通信基盤の整備や緊急時の通信の確保などの観点から、常に全世界とつながるネットワークを有する通信事業者が必要であります。現時点ではこのような役割はKDDに期待せざるを得ないことから、引き続きKDDを特殊法人としたものであります。

KDDにつきましては、今回NTTが国際通信分野へ進出可能となることを踏まえまして、国内通信分野への進出を可能とするものであります。が、KDD法の将来のあり方につきましては、たゞいま申し上げましたKDDの役割を念頭に置きながら、国際通信市場の変化の動向等を踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、規制のあり方、競争ルールを五年後を目途に見直すべきではないかとのお尋ねであります。が、今回の法案においてはあらかじめ時期を特定した形の見直しは予定しておりませんが、法制度を新たな状況に即応して不断に見直すことは一般的に望ましいことであります。変化の激しい電気通信分野の特徴にかんがみまして、規制や競争ルールについても、今後、状況の進展に応じまして適時適切に見直しを行ってまいる所存であります。

次に、公正競争条件を担保する仕組みについてのお尋ねであります。今回NTTの再編成によって、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門とが別の会社になることから、両部門の内部相互補助の防止や公平な接続の実現が容易となります。新規事業者との公正有効競争が促進されることとしております。NTTの電話加入権につきましては、現在においても、その基礎となる施設設備負担金をめぐり議論が存するところでありますが、その将来のあり方につきましては、有線系ネットワークによる電話サービスの展開や加入者系無線システムのかかわり等の状況も踏まえまして検討を行う必要があるものと考えております。

次に、NTT及び新電電に対する規制緩和のあり方についてのお尋ねであります。我が国においても、情報通信分野の規制緩和を積極的に推進いたしまして、事業者間の活発な競争を通じて情

報通信分野の発展を図ることが重要な課題であると認識しております。今回の法案におきましても、NTTの再編成にあわせまして、過剰設備防止条項の撤廃など諸規制の見直しを行うこととしております。

御指摘の非対称規制につきましては、さまざま

な議論が存在するところであります。慎重な検討が必要と考えていますが、いずれにいたしましても、今後とも、変化の激しい本分野の特徴にかんがみまして、競争状況の進展に応じた規制の緩和について積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、NTTの地域網への接続の円滑化についての今後の対応及び情報開示に関するお尋ねであります。が、まず接続の円滑化につきましては、今回の法改正によりまして整備されることとなる接続ルールの策定及びその円滑な実施に努めることにより、公平、透明、迅速な接続を実現していく考え方であります。また、接続に関する情報の公開につきましては、NTTのネットワークによって提供される技術的機能についての情報公開の充実や、接続料金の根拠となる会計情報の開示などを進めながら、具体的な公開、開示の内容について鋭意検討中であります。

次に、接続の推進等に係る行政のあり方についてのお尋ねであります。今回の改正案では、目的や対象に応じて、事前審査と事後の関与の双方の仕組みを設けているところであります。将来、状況の変化に応じ、これを見直していくこととなる場合には、行政の公平性、中立性及び透明性を確保するための方策を含め検討してまいりたいと考えております。(拍手)

次に、NTT及び新電電に対する規制緩和のあり方についてのお尋ねであります。我が国においても、情報通信分野の規制緩和を積極的に推進いたしまして、事業者間の活発な競争を通じて情

報通信分野の発展を図ることが重要な課題であると認識しております。今回の法案におきましては、理大臣及び郵政大臣に質問いたします。

今回の改正案は、参入規制を撤廃し、事業者間の接続ルールをつくり、NTTの再編成及び国際通信への参入、またKDDの国内通信への参入を可能にするものであります。その大筋においては当然のことであります。

思えば、我が国の電気通信産業の改革は、NTTの経営形態の分離分割にござる議論に貴重なものであります。

NTTの経営形態の分離分割にござる議論は、NTTの経営形態の分離分割にござる議論に貴重な歳月を空費することは否定できません。本問題の合意に長い時間を要したのは、NTTの分離分割による国内事業者間の競争の喚起を至上命題とする主張と、それではボーダーレス化している国際競争に太刀打ちできず、また国民、利用者の利益も後退しかねないと危惧する主張の両者間に理解が得られなかつたことに尽きます。

この閉塞状態を開拓した重要な要因として挙げられるのは、昨年八月の総理大臣の発言であります。つまり、NTTが可能な限り速やかに国際通信の分野に進出することを認めるなどの大胆な規制緩和を促したものであります。このことは必然的にNTT法、KDD法の改正を要し、さらにNTTの経営形態の分離分割にござる議論に貴重な歳月を空費することは否定できません。

従来の議論を超えた規制緩和を必要とするものであります。

言つまでもなく、今回の改正案によつても、国民、利用者にあまねく電話が確保され、また福祉電話などのサービスが低下することなく、むしろそれらのサービスが向上するものでなければなりません。さらに重要なことは、利用者に新たな負担をもたらしてはならないということであります。今回の改正案によつてもたらされるものは、国民生活への寄与であり、利便の追求でなければなりません。決して業者間のシェア争いを助長する結果のみをもたらしてはならないと思います。

そこで、總理、今回の改正案によつて事業者と利用者はどのような利益を得ることができるのか、また電気通信事業が国際化する中で情報通信における我が国の国際戦略についてどのように改正する法律案、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部

お考へか、あわせてお聞きしたいと思います。今回の改正案のかなめの一つは、管理、制限された類似的競争を排し、競争条件整備に基づく真の競争環境を創出することにあり、これを踏まえれば規制のほとんどは不要になること、すなわち原則自由・例外規制を基本とすべきことは当然であります。まずは、情報通信分野における許認可の方について、郵政大臣に基本姿勢を伺います。

次に、順次三法案について質問いたします。

まず、電気通信事業法の改正案について伺いま

す。真の競争条件を創出するためには、規制はユニアーサルサービスにかかる部分などに限定すべきと存じます。

真の競争条件が定められることになつてもなお、サービス、料金、契約約款などの細部にわたって認可制が残されております。その意義は一体どこにあるのでしょうか。

例えば、電気通信審議会がさきにまとめた情報通信「二十一世紀ビジョン」中間報告においても、料金の認可制の見直しが提言されております。基本的な料金をプライスキャップ制にし、その他の競争的サービスや料金などは届け出制にすべきと考えますけれども郵政大臣いかがでしょうか。

また、加入回線総数の二分の一を超える固定伝送路設備を持つ事業者に多重に規制をかけることにしておりますが、しかし、今日の携帯電話やPHSの普及状況から見れば、いわゆる支配的事業者の基準を固定伝送路網のみではあることは、今後、状況の変化にそぐわなくなると考えられます。また、ケーブルテレビ網を利用した通信など、今後、多様なネットワークの成長が期待されます。情報通信の進展はまさに想像を絶するスピードで進んでおり、今後、接続に関する規制も状況の変化に応じて隨時見直すことが必要とを考えますが、郵政大臣いかがでしょうか。

なお、現在のところ、設備の有無によって電気通信事業者を第一種、第二種に区分することを基

本とした法体系になつておりますが、これ自体もはや世界の現状に取り残されつつあります。こ

のままでは、情報通信のボーダーレス化、グローバル化あるいは通信と放送の融合といった新しい

環境に十分適応できなくなることは明らかであります。次世代を見据えて、事業法のさらなる見直しと、電波法、放送法の改正に大胆に取り組むべきと考えますが、郵政大臣いかがでしょうか。

今回の改正三法案の眼目は、何といっても日本電信電話株式会社法の改正にあることは言うまで

ありません。そこで、單刀直入にお伺いしま

す。まず第一点として、この改正案によればNTTは四社に分割再編されるわけですが、それはどのような目的からなのでしょうか。また、いかなる効果を期待しているのでしょうか。

二点目には、純粹持株会社の導入の理由、及び事業会社の株式を持ち株会社が一〇〇%保有す

ることとしたのはどのような経過からののでしょ

うか。

第三点目としては、地域電話会社を東西二社に分割するとのことであります。その根拠はどこ

にあるのでしょうか。また、この二社間での競争

条件は改正案によって満たされているのでしょうか。

以上、三点あわせて郵政大臣の答弁を求めま

す。

次に、持ち株会社の取締役及び監査役の郵政大臣認可制が引き続き残つております。また年度ごとに

持ち株会社と地域会社の事業計画を郵政大臣が認可することとなつておりますが、日々激変する電

気通信市場に遭遇する地域会社において真にふさわしいものであるか、一考を要すると考えます。

なお、持ち株会社における事業とは電気通信に関する基礎的研究開発となつておりますから、これ

を年度単位とすること自体余り意味のないこと

思います。このような持ち株会社及び地域会社の規制については、法の施行状況を見た上でそのあ

り方を不斷に見直していく必要があると考えま

す。郵政大臣いかがでしょうか。

次に、KDD法の改正案についてお伺いしま

す。国際通信に関しては、既に競争状態が進展しつ

つありますが、現在、全世界に通信網を確保して

いるのは我が国ではKDDだけであります。今回

の改正を機に、国際通信における公共性のあり方

について議論を深める必要があると考へます。ま

た、本改正案における規制緩和やNTTの国際化

が実現した後には、特殊会社としての国際電信電

話株式会社法は、もはやその使命を終え、廃止す

べきものと考へます。郵政大臣いかがでしょ

うか。

以上述べてきましたように、条件、環境を整備

し、真の競争の進展により多様なサービスと料金の低廉化を始めとした利用者の利益を増進するた

めには、今回の改正に加え、さらなる規制撤廃あるいは規制緩和が不可欠であります。

最後に、総理のお考へ、御決意を伺つて、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

(内閣総理大臣田中邦権本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 北村議員にお答

えを申し上げます。

まず、今回の改正案によって事業者及び利用者へのどのような利益があるのかという御指摘をいたしました。

この趣旨は、議員が御指摘になりましたとおりに、事業者間の公正競争の実現を通じて、情報通

信分野全体の活性化を図ること、国民、利用者のために低廉で多様なサービスが提供される豊かな

社会の実現を図ろうというものでございます。

また、情報通信分野における我が国の国家的戦略というお尋ねがございましたが、情報通信は、

申し上げるまでもなく、現在、各國の経済を牽引

するものとして世界じゅうがその競争力の強化に

取り組んでいる分野であります。私としては、こ

のような情報通信の将来性、これをめぐるグローバルな環境というものを念頭に置きながら、NT

Tを始めとする我が国の通信事業者の国際通信分野、海外市場への進出の支援、規制緩和の積極的な推進などによりまして、我が国の情報通信産業の国際競争力の向上を図つていきたいと考えてお

ります。

次に、情報通信分野における規制緩和のあり方について御意見をいただきました。

御指摘のように、急速な技術革新の成果を取り入れて競争状況の進展を図るために、情報通信分野の規制緩和を積極的に推進していくこと、そして活発な競争を通じ利用者利益の増進を図ることが極めて重要であるということは間違いないません。それだけに、今回の改革におきましても、NTTの再編成と国際進出にあわせまして、過剰設備防止条項の撤廃など幾つかの規制の見直しを積極的に行ってまいりましたが、今後とも、マルチメディア社会に対応した規制緩和や関連する他の諸制度の見直しを不断に進めてまいりが必要があることは御指摘のとおりであり、そういう努力をしていきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣(堀之内久男君登壇)

○国務大臣(堀之内久男君) 北村議員にお答え申

し上げます。

情報通信分野の許認可のあり方についてのお尋ねであります。郵政省いたしましては、かねてより規制緩和に積極的に取り組んできたところ

であります。最近では、国内専用線の利用の完全自由化、移動体通信料金の認可制の廃止等の規制緩和を実施いたしております。今回のNTT再編

関連法案につきましては、過剰設備防止条項の撤

廃を初めとする規制緩和を盛り込んでおります。

そして御審議をいただいでおりますが、変化の激

(外) 報号

しい本分野の特徴にかんがみまして、今後とも、競争状況の進展に応じた規制の緩和について適切に対応してまいりたいと考えております。次に、料金規制の見直しについてのお尋ねであります。郵政省といたしましては、電気通信市場における公正有効競争条件の整備や実際の競争の進展状況等を踏まえまして、現行の認可制を見直し、届け出制への移行等を進めてきたところであります。が、今後ともこのような考えに立って、御指摘のプライスクヤップ制などの新しい制度の導入についても、あわせて検討を進めてまいり所存であります。

次に、接続に関する規制の今後の見直しについてのお尋ねであります。情報通信分野は変化の激しい分野であり、一度定めた制度についてもその変化に応じた不斷の見直しが必要と認識しております。このような観点から、今回の接続に関する制度につきましても、法律の施行後三年を目途といたしまして、必要に応じて見直しを行う旨の規定を改正法案に盛り込んでおるところであり、状況の変化に応じた見直しを行っていく考え方であります。

次に、電気通信、放送をめぐる関連法制の見直しについてのお尋ねであります。情報通信分野の規制につきましては、先ほど申し上げましたように、激しい変化に応じた不斷の検討が求められるものと認識しております。これらの見直しにおいては、御指摘のとおり、いわゆるデジタル化を中心とした急速な技術革新によりまして、通信及び放送の両分野のかかわりなども視野に入れるべきものと考えております。

次に、NTTの再編成の目的及び競争の促進等についてのお尋ねでありますが、NTTが保有している独占的な地域通信部門と競争が進展している長距離通信部門とを別会社といたしますのは、これによって公正有効競争条件を整備しようとするものであります。また、東日本、西日本において同程度の規模の会社を二社設立いたしますの

は、これによってサービスの比較ができるようになります。いわゆる間接競争が促進され、情報通信分野における競争が進展するものと期待するからであります。

一方で、再編成後におきましても、各社は国民に対して電話サービスを提供するという公共性の高い事業を行うこととなりますので、これらの事業が安定的に行われ、国民がこれまでと同じように電話を利用できることを確実にするために、持ち株会社を設け、地域会社の株式の総数を保有させることとしたものであります。

次に、持ち株会社及び地域会社への規制のあり方の見直しについてのお尋ねであります。今回の改正法案は、持ち株会社及び地域会社の有する公共的な性格にかんがみまして、必要最小限の規制を設けておりますが、これらについては、法施行後の技術革新や地域通信分野における競争の進展状況及び持ち株会社制度の定着の状況などに応じて適時適切に見直しを行っていく考え方であります。

次に、国際通信における公共性のあり方とKDD法の将来のあり方についてのお尋ねであります。が、国際通信分野においても、ユニバーサルサービスの確保や緊急時の通信の確保といった重要な公共的役割を確保する必要があり、我が国及び国民の利益を図るために、当面はこの役割をKDDに担わせていく必要があると考えております。KDD法の将来のあり方につきましては、こうしたKDDの役割を念頭に置きまして、国際通信市場の動向を踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 小坂憲次君。

(小坂憲次君登壇)

○小坂憲次君 私は、太陽党を代表して、ただいま趣旨説明のありました電気通信事業法の一部を改正する法律案外一法、すなわちいわゆるNTT

たします。

総理、私は、高度情報通信社会と呼ばれる現代において、電気通信事業にかかる政策は、国の命運を左右するような大変重要な意味を持つものであります。

一方で、再編成後におきましても、各社が切磋琢磨し、経営合理化の努力によって料金を引き下げる、新技術開発を促進することであります。しかし、今回改正による持ち株会社下の東西二社はいわば事業本部制のようなものであります。

一九八五年の電電公社民営化並びに電気通信事業法の制定以来十数年が経過いたしましたが、近年、急速な技術革新とともに、電話と電報の時代から、ファクスと携帯電話へ、そしてコンピューターによるマルチメディアのデータ通信時代へと、世界の情報通信は高度化への変革が加速しております。一方、我が国的情報通信市場は、ここ数年でようやく活発な新規参入が行われて競争環境が整備され、料金の大幅な低廉化と利用者の利便性の向上が図られるようになってきました。

高度情報通信ネットワークの発展は、産業インフラとして我が国の経済構造改革を推進する上で戦略的にも大変重要であり、電気通信事業の国際競争力の強化は我が国産業全体の発展にとって重要な意味を持つものであります。

そこで、まず総理にお伺いしたいと思いますことは、今回のNTT関連三法の改正をどのように評価されておられるのか、また、今後、高度情報通信関連の政策においてどのようなことを考えておられるのか、率直な御意見をお聞かせいただけないと存じます。

政府は、今回の法改正は公正有効競争の促進が目的であると述べられました。しかし、本当にそうなるのでありますでしょうか。

今、電気通信事業の改革の中では国民が求めるものは、分割された弱体化したNTTでも、競争に疲れ経営に行き詰まる新規参入会社の姿でもないはずであります。眞に国民が求めるものは、世界の最先端を走る、豊かな創造性と活力に満ちた情報通信産業の姿であり、二十一世紀の豊かな市民

生活を支える、公正な競争関係に裏打ちされた低廉かつ高い利便性を提供する電気通信事業であるはずです。

本来、分離分割の効果は、新会社同士が切磋琢磨し、経営合理化の努力によって料金を引き下げる、新技術開発を促進することであります。しかし、今回改正による持ち株会社下の東西二社はいわば事業本部制のようなものであります。

それに加えて、民営化といいながら、NTT株の三分の一を政府が保有し統けて、今回さらに地域会社を特殊会社とした理由、また持ち株会社は長距離会社の株式を当分の間保有するとなつてゐるのか。

さらにには、今回、郵政省とNTTが合意に至るまでいろいろと議論された論点、つまり、地域網の独占性、ボトルネックと言われる回線接続、株主の保護、ユニバーサルサービスの維持、将来のネットワーク構想、大規模災害時の重要通信確

保等が今後どう解決されることになったのか、今後の法改正によって具体的にどのような競争が促進されるのか提示し、NTT再編のメリットとデメリットについて、郵政大臣の御見解をお聞かせください。

現在、我が国の通信政策に求められていることは、今後の世界的な技術的進歩や国内外の通信市場の変化にも柔軟に対応できる競争の枠組みをいかに構築し、また自由公正な競争によって利用者の利便性をいかに向かせるかあります。そのためには、国際と国内、長距離と地域、有線か無線接続かといった従来分類による市場区分を撤廃し、それを超えた自由な競争の枠組みを前提にすべきだと考えます。

インターネットのように接続経路を特定しない接続形態や、衛星携帯電話並びにPHS等の無線

デジタル伝送技術の発達、さらには光ケーブルの大容量多通路技術によるコストの飛躍的な引き下げ等、急速な技術革新を見れば、今や従来の分類が次第にその意義を失っていることは明白であります。この点につき、高度情報通信政策の将来展望とあわせ、総理並びに郵政大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、国際戦略とKDDに対する考え方についてお尋ねいたします。

アメリカの通信法の大改正やブリティッシュ・テレコムと米国MCIの合併など、いわゆる大競争時代に備え国際的な動きが加速しております。

我が国でも日本テレコムとI-T-Jの合併など、民間独自の動きがありますが、大競争に参加できる体力を持つ通信事業者の育成について、国としてどのような政策を展開しようとしているのか、総理の御見解をお聞きいたします。

また、国内通信業務を認められたKDDとその大株主であるNTTとの関係などをどのように考えてどのようない可能を懸念しますが、なぜ今後ともKDD法を存続させるのか、廃止する予定はある

のか、郵政大臣の御見解を伺います。

今回の再編によって、NTT持ち株会社と長距離会社並びに地域会社、それぞれに研究開発部門が分割されることとなりましたが、基礎研究と応用研究部門が分離されることにより、我が国の技術研究開発の総合力が損なわれ、国際競争に取り残される危険性を懸念するものであります。

持ち株会社が研究拠点を一元的に管理できるなら、子会社の研究拠点はより業務の実情に即した開発を機動的に進めることができるとなり、応用技術研究を基礎研究部門にフィードバックすることも可能となります。しかし、一方で、一元管理は今回の分割再編の意義を失わせることにもつながるはずです。この点につき、郵政大臣の御見解をお聞かせください。

今回の電気通信事業法の改正で、周辺の諸権利との調整を図る上で必要な担保措置とされてきた過剰設備防止条項が撤廃されましたが、第一種電気通信事業者の電気通信回線の設置に当たり認められている公道、公用水面等の優先的利用や、他人の所有に属する土地等に対する公益事業特権の付与の理論的根拠は何か。また、今後、多数の新規事業者が土地利用特権等の公益事業特権を与える結果、鉄塔など設備のふくそう、重複などによる土地所有者の権利侵害などの問題はないのか。郵政大臣の見解を伺います。

我が太陽党は、国会が与野党の対立の場ではなく、自由で透明な議論と対話によって市民、有権者との国家的課題に対する認識を高め、幅広い選択

を提供する場となるような政治の実現を求めてまいりました。私は、今国会における情報通信政策を始めとした二十一世紀に向けた重要政策の審議によつて、このことを念頭に置きながら、NTT関連三法案におきまして、規制緩和の積極的な推進、競争環境の整備などを積極的に推進していくことによりまして、情報通信産業というものを活性化させ、我が国産業の発展を図る所存であります。

今月一日、英國で今世紀最年少、四十三歳のブ

レア首相が誕生しました。この事実は、清新かつ柔軟な発想を期待し、地殻変動的な改革を求めた英国民の選択が小選挙区制という選挙制度を通じて、このように劇的な政権交代を生んだのであります。

二十一世紀を目前にした今日、国会に議席を有している我々に求められているものは、このよう

な世界の急激な変革の流れに的確に対応しつつ、未来を見通す正しい政策判断と、強力で明確なリーダーシップを發揮する政治によって日本の新しい未来を描き出すことであることを改めて同僚議員各位に訴え、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 小坂議員にお答えを申し上げます。

まず、NTT関連三法の評価、そして高度情報通信関連の政策についてのお尋ねがありました。

情報通信がそれぞれの国におきまして経済を牽引する戦略分野であること、我が国の経済構造改革のためにその高度化を図ることが極めて重要な政策課題であることは論をまちません。私としては、このことを念頭に置きながら、NTT関連三法案におきまして、規制緩和の積極的な推進、競争環境の整備などを積極的に推進していくことにより、国際競争力のある事業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、大競争時代における体力を持った通信事業者の育成、これについて国の政策展開はいかが

か、こうした御指摘をいただきました。

昨今の情報通信がグローバルな競争環境に置かれつつある状況を念頭に置きながら、NTTなどの通信事業者の国際通信進出、海外市場への進出を支援していくとともに、規制緩和の推進や競争環境の整備などの施策を積極的に進めていくことにより、国際競争力のある事業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、NTTをなせ法改正をもって分割する必要があるのかという御指摘をいただきました。今回の再編成は、今申し上げましたような情報通信分野というものの持つ重要性にかんがみ、NTTの独占部門と競争部門を分離し、競争環境を整備することが一つ。同時に、これによってNTTの国際進出を可能にするこによりまして、NTT自身の活性化はもちろんでありますけれども、我が国的情報通信産業全体の活性化を図るというねらいを持っております。

民営化後もNTT株の三分の一を政府が保有し

続け、今回さらに地域会社を特殊会社とした理由

についてお尋ねござりますが、地域会社につきましては、国民生活に必要な電話サービスを安定的に提供させるために、その経営を適正なものとして、公共性を確保する必要があることから、特殊会社とするものであります。なお、政府保有株式については、平成元年度以降、円滑な消化が見込まれる市場環境になかったことから、実際の売却に至らなかつたものであります。

官 外 報 (号)

次に、長距離会社株式の放出の時期、環境及び条件についてのお尋ねであります。現時点では売却を予定しておるものではありませんが、仮に売却を行う際には、再編成後の通信市場の動向、株式市場の動向やNTT株主の利益の確保などを慎重に検討して判断してまいる所存であります。

さらに、今回の再編成の具体的なメリット、デメリットについてのお尋ねであります。また、地域通信部門と競争的な長距離通信部門とが別の会社になることによって、内部相互補助の防止や相互接続ルールの公平な適用が可能となります。公正競争が促進されるほか、地域通信部門が期待できるなど、独占的な地域通信分野における競争が促進されまして、NTTの経営の効率化につながるものと考えております。

また、あわせてNTTの国際通信への進出可能なことによりまして、グローバル化に対応した国際競争力の向上につながるものと期待しております。

さらに、再編各社が持ち株会社のもとで資本関係を維持すること及び基礎的研究開発が持ち株会社において一元的に推進されることなどから、かねて懸念されておりました株主の保護、ユーバーサルサービスの維持、災害時の通信の確保、研究開発力の向上等についても、適切に対応可能な仕組みとなっているものと考えておる次第であります。

次に、高度情報通信政策の将来展望と競争の枠組みについてのお尋ねであります。基本的な考え方、先ほど総理も述べられましたとおり、技術革新の進展によりまして、情報通信は、国内と国際、長距離と地域といった枠を超えた発展を遂げつつあります。また、政策としてもそのような方向を踏まえた対応が必要であると認識いたしてお

ります。今回の法改正におきまして、このような考へ方に立って、再編後は長距離会社について、KDDの国内通信分野への進出を可能とすることがあります。NTTが現在KDDの株式を保有しておりますが、NTTとの関係についてのお尋ねであります。そこで、そのあり方につきましては、今後、NTTにおける検討も踏まえまして適切に対処していく所存であります。

また、KDD法の存廃に関するお尋ねであります。現時点においては、国際通信分野におけるニッパーサルサービスの確保や緊急時の国際通信の確保などの役割は引き続きKDDにより確保していく必要があることから、今回KDD法を存続させることがいたしました。その後、国際通信市場の動向などを踏まえまして、そのあり方について検討を行っていく所存であります。

次に、今回の再編後の研究開発体制についてのお尋ねであります。現行NTTのすぐれた研究開発のリソースの分散を避けることに配意いたしまして、基礎的な研究については持ち株会社が一元的に推進することとした一方、相互に競争することにより多様なサービス開発が可能となる応用的研究につきましては再編各社において行わせることとしたところであります。

このように、今回の再編案においては、再編各社の独自性の發揮を期待し得る体制としておりますが、その中においても、費用負担やテーマの選定を通じて持ち株会社と再編各社相互の連携体制が確立されることから、研究開発の総合力が損なわれることはないと認識しております。

次に、公益事業特権の付与の理論的根拠についてあります。今回の法改正におきまして、このように、長距離会社が、道路の使用等多数の行政による制限を加えたりするものであることを私権に認められるものではありません。公益性がある事業であることを要件とすることが適当と考えております。

今回の改正法案におきましては、過剰設備防止条項が削除されまして、第一種電気通信事業の公害性の要件は電気通信事業法の他の規定により担保されておりますので、公益性事業特権につきましても従来どおり維持できる仕組みといたしております。

また、土地所有者の権利侵害等の問題はないかというお尋ねであります。御指摘のような問題と第一種電気通信事業の公益性や特別扱いを認め必要性とを比較考量した結果、公益性事業特権を維持することが適当であるとの結論に達したところであります。(拍手)

○副議長(渡部信三君) これにて質疑は終了いたしました。

一、去る六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員を求めるの件)

一、去る六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

出席閣僚大臣	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	法務大臣 松浦 功君	厚生大臣 小泉純一郎君	通商産業大臣 佐藤 信一君	郵政大臣 堀之内久男君	國務大臣 稲垣 実男君	國務大臣 久間 章生君	外務省中近東アフリカ局長 登 誠一郎
出席閣僚大臣	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	法務大臣 松浦 功君	厚生大臣 小泉純一郎君	通商産業大臣 佐藤 信一君	郵政大臣 堀之内久男君	國務大臣 稲垣 実男君	國務大臣 久間 章生君	外務省中近東アフリカ局長 登 誠一郎

出席政府委員 郵政省電気通信局長 谷 公士君

○議長の報告 (法律公布奏上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨を議院に通知した。

郵便法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨七月、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 平成七年度一般会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(承諾を求めるの件) 平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(承諾を求めるの件) 平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

(政府委員承認)

一、去る六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長
内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長	内閣官房内閣内政審議室長

外務省中近東アフリカ局長 河村 武和 備考書類・科学審議官

流通審議官事務代理 越智謙一

、昨七日、伊藤議長は、橋本内閣總理大臣申し出の次の者を、第百四十回国會政府委員に任命

することを承認した。

外務省經濟協力局長 島中一篤

前
の
記
氏
名
異
動
後
の
名
年
異
用
日
動

(政府委嘱任命)
去る六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、六日議長において承認した田波耕治外三名

、作七日、萬本内閣總理大臣から伊藤議長あ
を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨
の通知を受領した。

て、七日議長において承認した富中篤を、同日
第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を
受領した。

(政府委員選任)

、去る六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異
動があり、政府委員としての資格を失つた旨の
通知を受領した。

記 氏名 宮職名 年月日 動異動前の
官職名 年月日 動異動後の

八

潮明夫解職平九・六

田名官職年月日

外務省
外交局
合策管學事

外務省中近東アフリカ局長事務代理

日向精義 同

卷之三

法務委員
辭任

加藤
河村
笛川
西川
福岡
石破
絃一君
建夫君
堯君
公也君
宗也君
茂君

菅宮路
和明君
佐藤茂君
谷口勉君
篠川隆義君

大藏委員	佐藤 菅 宮路 谷口 隆義君
厚生委員	辭任
農林水產委員	村井 秋葉 北橋 中川 智子君
工務委員	仁君 忠利君 健治君 智子君
財政委員	嘉西 中桐 吉田六左門君
經濟委員	知賢君 悟君 伸五君
農業委員	辭任
林業委員	植竹 木部 佐々木洋平君
鐵道委員	佐藤 西川 達增
通商委員	仲村 正治君 勉君 公也君 拓也君
郵政委員	丸谷 佳織君
商工委員	辭任
辭任	吉利 中山 太郎君 義郎君
辭任	明君

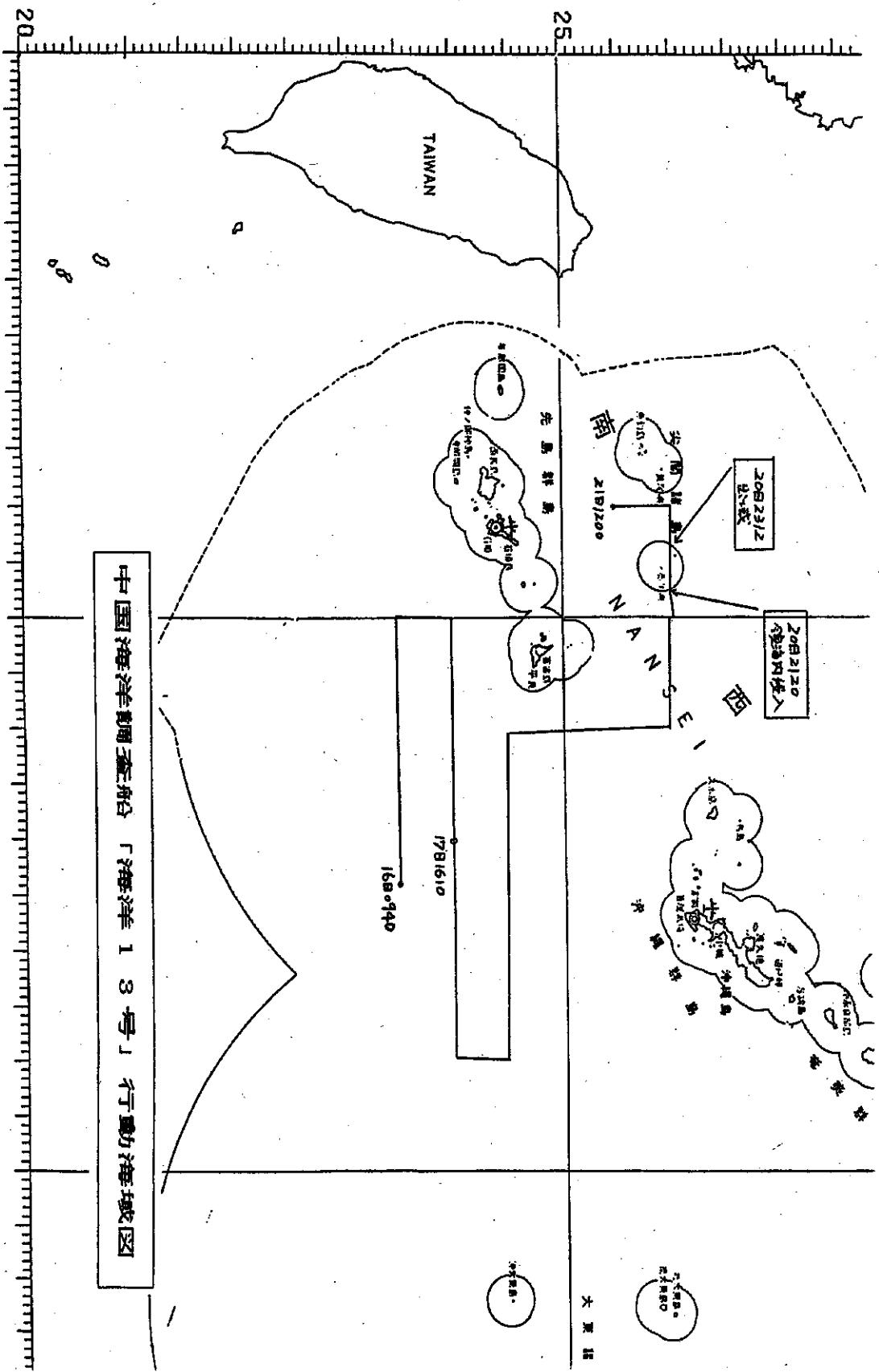
西川	公也君
加藤	紘一君
河村	建夫君
福岡	宗也君
北橋	健治君
中川	智子君
村井	仁君
秋葉	忠利君
吉田	左門君
佐藤	勉君
西川	公也君
達増	拓也君
丸谷	佳藏君
植竹	繁雄君
木部	佳昭君
佐々木	洋平君
仲村	正治君
林	幹雄君
大村	秀章君
遠藤	利明君
能勢	和子君
安倍	基雄君
川内	博史君
小林	守君
生方	幸夫君
甘利	明君
渡辺	周君

遠藤	大村	利明
能勢	小林	秀章
安倍	川内	基雄
和子	守	博史
佐藤	西田	猛
福岡	宗也	
中桐	伸五	
大森	猛	
村山	富士	
島	聰	
城島	正光	
池坊	保子	
一川	悟	
家西		
藤木	洋子	
辻元	清美	
建設委員会		
辞任		
岩浅	嘉仁	
葉山	峻	
武山百合子		
遠藤	和良	
川内	博史	
(特別委員会)辞任及び請願 員の辞任を許可し、そ 行政改革に関する特		

員	任	補欠	島	林
		戸井田 徹君	一川 家西 偕君	中山 村田敬次郎君
		鈴木 淑夫君	藤木 洋子君	太郎君 吉田
		池田 元久君	辻元 清美君	治君 未松
		大原 一三君	城島 正光君	義規君 松本
		宮本 二三君	池坊 保子君	龍君
		北村 哲男君	西田 猛君	
			福岡 宗也君	
			中桐 伸五君	
			大森 猛君	
			村山 富市君	
			葉山 嶺君	

官 報 (号 外)

中国海洋監視船「海洋13号」行動海域図



まで我が國の主権を無視されながら、なぜ政府が、前記のとおり衆議院委員会で明言したこと

を実行にうつして、海洋十三号を「排除」せず漫然と同船を見守るのみであるのか。その不作為の理由を回答されたい。

二　この海洋十三号の行動は、我が國の主権に対する侵犯であると当職は認識するが、政府は、如何に認識しているのか、回答されたい。

三　香港の四月十三日付「明報」の報道によると、本年五月十八日に昨年になされたとおり、外国人が、尖閣諸島に上陸しそこを中国の領土と言ふ計画がなされているという。当職は、この報道は信憑性がたかく、昨年為されたこととく本年も計画され実行に移されると思料している。そこで、この外国人による我が國の領土と領海を公然否定した上ででの領海侵犯と不法上陸に、政府として如何に対処する所存か回答されたい。

四　当職は、尖閣諸島周辺において、現在政府が海洋十三号にたいして無為であるとく、中國領土である旨公然主張して領土領海を侵犯する外国人にたいし何ら法的措置を決断せず無為であるならば、我が國は、同諸島周辺における我が國の国家としての主権を放棄したことになると警告するものであるが、政府はこの点いかに認識するのか、回答されたい。

五　政府が仮に外国人の領土領海侵犯にたいして、昨年の如く無為であるならば、我が國国民は、刑事訴訟法上現行犯逮捕の権限を有するものであり、国民の中にこの権限行使して政府に替わって当該外国人を逮捕すべく尖閣諸島に渡る國民が現れても不思議ではない。政府は、この事態を容認し國民の現行犯逮捕に期待するのか否か。回答されたい。

右質問する。

添付資料　中国海洋調査船「海洋十三号」行動海図と題する図面

内閣衆質一四〇第一八号
平成九年五月六日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

衆議院議員西村真悟君提出中国海洋調査船の我が國領海侵犯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員西村真悟君提出中国海洋調査船の我が國領海侵犯等に関する質問に対する答弁書

針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項

二 アイヌ文化の振興を図るために施設に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓發を図るために施設に関する事項

四 アイヌ文化の振興等に関する調査研究に関する事項

五 アイヌ文化の振興等を図るために施設の実施に際し配慮すべき重要な事項

六 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聽かなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、速滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るために施設を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県(以下「関係都道府県」という。)は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るために施設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

二 アイヌ文化の振興を図るために施設の実施内容に関する事項

三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識

の普及及び啓發を図るために施設の実施内容に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るために施設の実施に際し配慮すべき重要な事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、速滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行いうよう努めなければならない。

5 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及及び啓發又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行ふ者に対して、助言、助成その他援助を行うこと。

普及啓發を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に資する普及及び啓發又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行ふ者に対する助言、勧告及び情報の提供を行ふこと。

3 関係都道府県は、前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 前各号に掲げるもののはか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(指定等)

第七条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興等を図るために施設の実施

二 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識

定法人の第八条に規定する業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせざる者は、虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して同項の刑を科する。

3 指定法人は、総理府令・文部省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 前各号に掲げるもののはか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に資する普及及び啓發又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行ふ者に対する助言、勧告及び情報の提供を行ふこと。

3 関係都道府県は、前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 前各号に掲げるもののはか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第

二十七号)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十一条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

(改善命令)

第十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指

官報 (号外)

<p>(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。</p> <p>2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生省令で定める事項を官報で公告しなければならない。</p> <p>3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。</p> <p>4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。</p> <p>5 第二項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかったときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合においては、北海道)に帰属する。</p> <p>6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。</p> <p>(地方自治法の一部改正)</p> <p>第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三第一号(四十九)を次のように改める。</p> <p>(四十九) 削除 (北海道開発法の一部改正)</p> <p>第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一項に次の一号を加える。</p>
<p>七 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成九年法律第号)の施行に関する事務(同法第五条の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関する事務を除く)を処理すること。</p> <p>(文部省設置法の一一部改正)</p> <p>第六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条中第百二号を第百四号とし、第百号から第百二号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>百 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成九年法律第号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。</p> <p>第十三条中「第百二号まで」を「第百四号まで」に改める。</p>
<p>一 議案の目的及び要旨 (内閣提出、参議院送付)に関する報告書</p> <p>アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案</p> <p>本案は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとすること。</p> <p>二 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るために必要な施策の実施に努めなければならないこと。</p> <p>三 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るために施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとすること。</p> <p>四 基本方針</p> <p>(1) 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るために施策に関する基本方針を定めなければならないこと。</p> <p>(2) 基本方針においては、次の事項について定めるものとすること。</p> <p>(1) アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項</p> <p>(2) アイヌ文化の振興を図るために施策に関する事項</p> <p>(3) アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策に関する事項</p> <p>(4) その他アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施に際し配慮すべき重要な事項</p> <p>五 基本計画</p> <p>(1) アイヌ文化の振興を図るために施策の実施内容に関する事項</p> <p>(2) アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施内容に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策の実施内容に関する事項</p> <p>(3) アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策の実施内容に関する事項</p> <p>(4) その他アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施に際し配慮すべき重要な事項</p> <p>六 指定等</p> <p>(1) 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法第三十四条の規定による法人であつて、(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、(3)に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>(2) 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとすること。</p> <p>(1) アイヌ文化を継承する者の育成その他アイヌ文化の振興に係る業務を行なうものとすること。</p> <p>(2) アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。</p>
<p>一 定義</p> <p>この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音。</p> <p>二 関する事項</p> <p>(1) アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策に関する事項</p> <p>(2) アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項</p> <p>(3) アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策に関する事項</p> <p>(4) アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項</p> <p>(5) アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施に際し配慮すべき重要な事項</p> <p>三 関する事項</p> <p>(1) アイヌ文化を継承する者の育成その他アイヌ文化の振興に係る業務を行なうものとすること。</p> <p>(2) アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。</p>

(3) アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

(4) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

7 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとすること。

社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案及び同報告書

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

新株ノ発行 第三百七十五条第一項第四号ノ二の次に次の二号を加える。

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を改正する法律

賛成者 逢沢 一郎外二十五名

8 附則

(一) 施行期日 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。

(二) 北海道旧土人保護法等の廃止等 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の廃止並びに北海道旧土人保護法の廃止に伴う所要の経過措置等について定めること。

(三) 北海道開発法及び文部省設置法の一部改正

北海道開発法及び文部省設置法について所要の改正を行うものとすること。

(四) 議案の可決理由 本案は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

(五) 改善命令

北海道開発厅長官及び文部大臣は、指定法人に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(六) 指定の取消し等

北海道開発厅長官及び文部大臣は、指定法人の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(七) 改善命令

北海道開発厅長官及び文部大臣は、指定法人が改善命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる」と。

右報告する。

平成九年五月七日 内閣委員長 伊藤宗一郎殿

商法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年四月三十日 提出者

保岡 興治

太田 誠一

加藤 卓二

横光 克彦

坂上 富男

栗屋 敏信

鈴木 淑夫

第二百十条ノ二第三項中「百分ノ三」を「十分ノ一」に改める。

第二百十条ノ二第八項に次のただし書きを加える。但シ株式ノ買取ヲ公告シテ為ス取引ニ依ルト

〔別紙〕 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案に対する附帯決議

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、

官 報 (号 外)

キハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十一条ノ二第三項の次に次の二項を加え
る。

リ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ
第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議
ハ第一百八十条ノ十九第一項ノ決議アリタル場
合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受權ニシテ未
ダ行使サレザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ
得ズ

第一百十条ノ一に於ける事項を加える

第二百十一条中「六月内ニ使用人二株式ヲ譲渡ス」を「六月内(同条第二項第三号ニ定ムル場合ニ在リテハ同号ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間内ニ)取締役又ハ使用人ニ譲渡サザリシトキハ相当ノ時期ニ株式ノ処分ヲ為ス」に改める。

「二項各号」を「第二百十条ノ一第一項第一号及第二号」に改め、同条第四項中「第二百十条ノ一第四項乃至第八項」を「第二百十条ノ一第六項乃至第十一項」に改め、同項ただし書きを削る。

第二編第四章第三節ノ二の次に次の一節を加え

第三節ノ三 取締役又ハ使用人二対スル
新株ノ引受権ノ付与

平成九年五月八日 衆議院会議録第三十二号 商法の一部を改正する法律案及び同報告書

キハ此ノ限ニ在ラズ	
第二百十条ノ二第三項の次に次の二項を加え リ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ ハ第二百八十条ノ十九第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受權ニシテ未だ行使サレザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ	
第二百十一条ノ二に次の二項を加える。 第二項第三号ニ定ムル場合ニ於テ取締役又ハ使用人ニ同号ノ権利ヲ与フルコトヲ得ベキ期間ハ同項第一号ニ定ムル時迄トス 第二百十一条中「六个月内二使用人ニ株式ヲ譲渡ス」を「六ヶ月内（同条第二項第三号ニ定ムル場合ニ在リテハ同号ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間内）二取締役又ハ使用人ニ譲渡サザリシトキハ相当ノ時期ニ株式ノ処分ヲ為ス」に改める。	
第二百十二条ノ二第一項中「第二百十条ノ二第二項各号」を「第二百十条ノ二第一項第一号及第二号」に改め、同項ただし書を削る。 第二編第四章第三節ノ二の次に次の二節を加え リ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ ハ第二百八十条ノ二第六項乃至第十一項に改め、同項ただし書を削る。	
第三節ノ三 取締役又ハ使用人ニ對スル 新株ノ引受權ノ付与 第二百八十条ノ十九 会社ハ定款ニ定アル場合ニ 限り正当ノ理由アルトキハ取締役又ハ使用人ニ	
新株ノ引受權ヲ与フルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ定款ニ之ニ関スル定アルトキモ キト雖モ新株ノ引受權ヲ与フルベキ取締役又ハ使用人ノ氏名、其ノ者ニ与フベキ新株ノ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及発行価額並ニ新株ノ引受權ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間並ニ新株ノ引受權ノ行使二付テノ条件ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス 前項ノ決議ニ依リ定ムル新株ノ引受權ノ目的タル株式ノ總数ハ其ノ決議ヨリ前ノ同項ノ決議ニ依リ定メタル新株ノ引受權ノ目的タル株式ニシテ未ダ發行サレザルモノノ數ト併セテ發行済株式ノ總数ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ 第二項ノ期間ノ終期ハ同項ノ決議ノ日ヨリ十年ヲ経過スル日後ノ日ト為スコトヲ得ズ 第二項ノ決議ハ第二百十条ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル讓渡スペキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノアルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ 第二項ノ決議ハ決議後一年内ニ与フル新株ノ引受權ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス 第二百十条ノ二第二項後段及第八項前段ノ規定ハ第二百十条ノ二十 新株ノ引受權ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ズ 第二百八十五条第一項中「轉換社債又ハ新株引受權付社債」を「轉換社債、新株引受權付社債又ハ新株引受權付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受權ノ行使ニ因リ發行スペキ株式ノ登記」に改め 第二百八十八条第一項第十一号ノ二中「第二百十条ノ二第七項」を「第二百十条ノ二第九項」に改める。	
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス 一 新株ノ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及發行価額 二 新株ノ引受權ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間 第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス 第二百八十五条ノ二十二 新株ノ引受權ヲ行使スル者ハ請求書ヲ会社ニ提出シ且新株ノ發行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス 前項ノ払込ハ会社ガ払込ヲ取扱フベキモノトシテ定メタル銀行又ハ信託会社ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス 第一項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ時ニ株主トナル 第一百七十五条第一項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第二百八十九条ノ規定ハ第二項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ第二项ノ規定ハ第二百八十条ノ十九第二項ノ決議ヲ為シタル場合ニ、第二百二十二条ノ七及第三百四十二条ノ六ノ規定ハ新株ノ引受權ノ行使アリタル場合ニ、第二百八十条ノ二第一項第四号ノ規定ハ新株ノ引受權ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス （罰則の適用に関する経過措置） 第三条 この法律の施行前に定時総会の手続が開始された場合におけるその定時総会の決議に係る自己の株式の取得については、なお従前の例による。 （罰則の適用について） 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （有限会社法の一部改正） 第四条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）前段第六項前段「第二百十条ノ二第二項」の一部を次のように改正する。 第一十四条第四項中「第二百十条ノ二第二項前段「第二百十条ノ二第二項」に改め、同条第五項中「第二百十条ノ二第四項」を「第二百十条ノ二第六項」に改める。	
（施行期日） 第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 目次の改正規定、第二百七十五条の改正規定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百四十四条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 平成九年十月一日 二 附則第八条から第十一条までの規定 平成十年四月一日 （経過措置） 第二条 この法律の施行前に定時総会の招集の手続が開始された場合におけるその定時総会の決議に係る自己の株式の取得については、なお従前の例による。 （罰則の適用について） 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （有限会社法の一部改正） 第四条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）前段第六項前段「第二百十条ノ二第二項」の一部を次のように改正する。 第一十四条第四項中「第二百十条ノ二第二項前段「第二百十条ノ二第二項」に改め、同条第五項中「第二百十条ノ二第四項」を「第二百十条ノ二第六項」に改める。	
第五条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五 五百九十九条第一項第十一号ノ二中「第二百十条ノ二第七項」を「第二百十条ノ二第九項」に改める。	

平成九年五月八日 衆議院会議録第三十二号 商法の一部を改正する法律案及び同報告書

号)の一部を次のように改正する。

第一二七条の二十二の二第一項中「商法第二百十二条ノ二第一項又は」を「商法第三百十条ノ二第二項又は同法第二百十二条ノ二第一項若しくは」に改め、「株式の消却のための」を削る。

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

三とし、第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十二条の二 商法第二百八十九条ノ第一

項の新株の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百八十九条ノ二十二第一項の請求書の提出を証する書面

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第十九号(イ)チ中「若しくは新株引受権付社債」を、新株引受権付社債若しくは新株の引受権の行使により発行すべき株式に改め

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改

第八条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「新株発行」を「新株の引受権の付与」に改め、同項第一項前段中「特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者」とし、次に掲げる事項についてを削り、「第二百四十三条に定める決議がなければならぬ」を「第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同項第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」とする」に改め、同項後段及び各号を削り、同項第一項中「決議」を「規定」に、「する場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、する」とができる」を「商法第二百八十九条ノ十九第一項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

第十三条规定を次のように改める。

前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条第一項を削り、同項第三項中「第一項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条を削る。

第九条 (特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下この条において「新規事業法」という)第四条第一項に規定する実施計

画(前条の規定による改正前の新規事業法第八条の新株発行の特例に係るものに限る。)の認定を受けた株式会社については、前条の規定による改正前の新規事業法第八条から第十二条まで、第十三条(第一項第四号及び第三項を除く。)及び第十四条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

正する法律(平成九年法律第号)附則第八条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議ニ係ル新株ノシテ未ダ発行サレサルモノノ數ト併セテ發行済株式ノ總数ノ三分ノ一と、前条の規定による改正前の新規事業法第八条第三項中「と合わせて」とあるのは「及び商法第二百八十条ノ十九第二項の決議により定めた新株の引受権の目的たる株式であつて発行されていないものの數と合わせて」とする。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部

3 係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使用人
人に譲り渡していいものがあるときは、する
ことができない。

第十条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法
(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように
改正する。

八条第一項及び前条の規定による改正前の新規事業法第八条第三項の規定の適用については、商法第二百十条ノ二第五項中「第二百八十条ノ十九第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」であるのは、第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ又ハ商法の一部を改正する法律(平成九年法律第二号附則第八条ノ規定ニ依ル改正前ノ特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザルモノ」と、前条の規定による改正後の新規事業法第八条第一項中「十分ノ一」とあるのは、「ト併セテ發行済株式ノ總數ノ十分ノ一」と、「三分ノ一」とあるのは、及商法の一部を改

決議」を「新株の引受権の付与」に改め、同条第一項前段中「特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者」とし、次に掲げる事項について」を削り、「第三百四十三条に定める決議がなければならない」を「第二百八十九条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第二項中「決議」を「規定」に、「する場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる」を「商法第二百八十九条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

号外 報告

第九条から第十一條までを削り、第十二條を
第九条とし、第十三條を第十一条とする。

第十四条第一項を次のように改める。

前条の規定による報告をせず、又は虚偽の
報告をした者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

第十四条を第十一条とする。

第十五条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部
改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に特定通信・放送
開発事業実施円滑化法(以下この条において「通
信・放送開発法」という。)第四条第一項の認定
又は第五条第一項の変更の認定を受けた実施計
画(前条の規定による改正前の通信・放送開発
法第八条の新株発行に係る株主総会決議の特例
に係るものに限る。)に係る通信・放送新規事業
を実施する株式会社については、前条の規定に
よる改正前の通信・放送開発法第八条から第十
一条まで、第十四条(第一項第四号を除く。)及
び第十五条の規定は、前条の規定の施行後も、
なおその効力を有する。

2 前項の場合における前条の規定による改正前
の通信・放送開発法第八条第一項の決議は、商
法第一百十条ノ一第二項第三号に定める場合に
おける同項の決議があつた場合において、その
決議に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又
は使用人に譲り渡していないものがあるときは
は、することができない。

3 第一項の場合における商法第一百十条ノ一第二
五項、前条の規定による改正後の通信・放送開
発法第八条第一項及び前条の規定による改正前

の通信・放送開発法第八条第三項の規定の適用
については、商法第一百十条ノ一第五項中「第
二百八十九条ノ十九第二項」を「第二百八十九条ノ十
九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ
於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行
使サレザルモノ」とあるのは「第二百八十九条ノ十
九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ
係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ
又ハ商法の一部を改正する法律(平成九年法律
号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前ノ
特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条第
一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル
新株ニシテ未ダ発行サレザルモノ」と、前条の
規定による改正後の通信・放送開発法第八条第
一項中「十分ノ一」とあるのは「ト併セテ発行済
株式ノ総数ノ十分ノ一」と、「五分ノ一」とある
のは「及商法の一部を改正する法律(平成九年法
律第
号)附則第十条ノ規定ニ依ル改正前
ノ特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条
第一項ノ決議ニ係ル新株ニシテ未ダ発行サレザ
ルモノノ數ト併セテ発行済株式ノ総数ノ五分ノ
一」と、前条の規定による改正前の通信・放送
開発法第八条第三項中「と合わせて」とあるのは
「及び商法第一百八十九条ノ十九第二項の決議に
より定めた新株の引受権の目的たる株式であつ
て発行されていないものの数と合わせて」とす
る。

1 取締役又は使用人に譲渡するための自己の
株式の取得

(一) 第二百十条ノ二第一項により、会社が自
己の株式を取得することができる場合とし
て、使用人以外に、取締役に対して株式を
譲渡する場合を追加することとし、また、
取得することができる株式の数量を、発行
済株式総数の十分の一を超えない範囲内と
し、取得方法として公開買付けによること
もできることとする。

(二) 特定の取締役又は使用人に対し、あらか
じめ定めた価額で会社からその株式を自己
に譲渡すべき旨を請求する権利を与える契
約に基づいて株式を譲り渡すために、株式
を買い受けたときは、その取締役又は使用
人の氏名、譲り渡す株式の種類、数、譲渡
価額及び権利行使期間等につき、定時株主
総会の決議を要することとする。

理由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、
ストック・オプションに関する制度の整備を図る
ため、株式会社について、新たに取締役に譲渡す
ための自己株式の取得及び取締役又は使用人に
譲り渡すための契約を定めることとする。

対する新株の引受権の付与を認めると等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

商法の一部を改正する法律案(保岡興治君
外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢に
かんがみ、株式会社について、株式及び新株引
受権によるストック・オプション制度の整備を
図ることにより、取締役及び使用人の意欲や士
気を高め、かつ、優秀な人材確保の有効な手段
として、企業の業績向上や国際競争力の増大に
資するために商法の一部を改正しようとするも
ので、その主な内容は次のとおりである。

1 取締役又は使用人に譲渡するための自己の
株式の取得

(一) 第二百十条ノ二第一項により、会社が自
己の株式を取得することができる場合とし
て、使用人以外に、取締役に対して株式を
譲渡する場合を追加することとし、また、
取得することができる株式の数量を、発行
済株式総数の十分の一を超えない範囲内と
し、取得方法として公開買付けによること
もできることとする。

(二) 新株の引受権の目的である株式の総数

は、株主総会の決議で既に定められた新株
引受権の目的である株式であつて発行され
ていないものの数と併せて、発行済株式総
数の十分の一を超えることができないこと

とし、新株の引受権の行使期間は、(一)の特
別決議の日から十年内とすることとする。

別決議の日から十年内とする

3 この法律は、平成九年六月一日から施行す
ることとする。ただし、2の新株の引受権に
関する規定については平成九年十月一日から
施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、取締役及び使用人の意欲や士気を高
め、かつ、優秀な人材確保の有効な手段とし
て、企業の業績向上や国際競争力の増大に資す
ため、株式会社について、株式及び新株引受
権の付与を認めると等の必要がある。

四 会社が買い受けることができる株式の取
得価額の総額は、配当可能利益の範囲内に
限ることとし、(一)の決議により定める権利
行使期間は、(一)の決議の日から十年内とす
ることとする。

得価額の総額は、配当可能利益の範囲内に
限ることとし、(一)の決議により定める権利
行使期間は、(一)の決議の日から十年内とす
ることとする。

権によるストック・オプション制度の整備を図らうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月七日

法務委員長 八代 英太

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕
商法の一部を改正する法律案に対する附帯
決議

本法の施行に当たっては、次の事項について格
段の配慮をすべきである。

一 会社の社会的責任の重要性にかんがみ、ス
トック・オプション制度の導入及び自己の株式
の消却の促進に当たっては、インサイダー取引
などの不公正取引に対する規制強化を含む法整備
な適用を行うとともに、罰則強化を含む法整備
について、諸外国の制度や他の経済法規との均
衡をも考慮しながら検討すること。

二 ストック・オプションを付与するに当たり、
株主の正当な利益を保護するため、株主総会の
決議を要求している趣旨や株主総会の意義につ
いて周知徹底を図り、また、会社関係者に対
し、株主総会のあり方につき、一層の見直しを
求め、株主総会がより適正に運営されるよう努
めること。

三 ストック・オプションに係る税制について
は、ストック・オプション制度の一般化の意義
及び適正・公平な課税の観点を踏まえ、平成十
九年五月七日

年度税制改正の過程において、その適切な取り
扱いについて検討すること。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する
法律案を提出する。

平成九年四月三十日

提出者

保岡 輿治

太田 誠一

坂上 富男

栗原 敏信

加藤 卓一

横光 克彦

鈴木 淑夫

逢沢 一郎外一十五名

〔別紙〕
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する
法律

第一条 この法律は、公開会社について株式を消
却する手続に関する商法(明治三十二年法律第
四十八号)の特例を定めることにより、資本市
場の効率化と活性化を図り、あって国民経済の
健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券取引所 証券取引法(昭和二十三年法
律第二十五号)第一条第十一項に規定する証
券取引所をいう。

二 証券業協会 証券取引法第六十七条第一項
に規定する証券業協会をいう。

三 上場株式 証券取引所に上場されている株
式をいう。

四 店頭売買株式 証券業協会に備える証券取
引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有
価証券登録原簿に登録されている株式をい
う。

五 公開会社 上場株式の発行者である会社又
は店頭売買株式の発行者である会社をいう。

六 証券会社 証券取引法第一条第九項に規定
する証券会社をいう。

七 外国証券会社 外国証券業者に関する法律
(昭和四十六年法律第五号)第二条第一号に規
定する外国証券会社をいう。

八 公開買付け 証券取引法第二十七条の二第
六項に規定する公開買付けをいう。

(株式の消却に関する商法の特例)

第三条 公開会社は、定款をもって、経済情勢、
当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を
勘案して特に必要があると認めるときは取締役
会の決議によりその株式を買い受けて消却する
ことができる旨を定めることができる。

(株式を買い受けた場合の措置)

第五条 第三条第一項の規定により株式を買い受
けたときは、会社は、遅滞なく、その株式につ
いて失効の手続をしなければならない。

2 第三条第一項の規定により株式を買い受けた
ときは、取締役は、その買受けに係る決議後最
初の決算期に関する定時総会において、買受け
をした理由、買い受けた株式の種類、総数及び
取得価額の総額並びに失効の手続をした旨を報
告しなければならない。

4 第一項の決議においては、買い受けけるべき株
式の種類、数及び取得価額の総額を定めなけれ
ばならない。

5 第一項の決議によりその決議後最初の決算期
に規定する第三条第五項の規定に違反して同条第一
項の規定による株式の買受けをしたときは、そ
の買受けをした取締役は、会社に対し連帯し

に関する定時総会の終結の時までに買い受ける
ことができる株式の取得価額の総額は、最終の
貸借対照表上の純資産額から商法第二百九十三
条ノ五第三項各号の金額及び同条第一項の規定
により分配した金額の合計額を控除した額
の二分の一を超えることができない。

6 第一項の決議による株式の買受けは、前項の
定時総会の終結の後においては、することができ
ない。

(株式の買受けの方法)

第四条 前条第一項の規定による株式の買受け
は、その株式が上場株式であるときは証券取引
所においてする取引に、店頭売買株式であると
きは証券業協会の協会員である証券会社(外国
証券会社を含む。)が自ら又は他人の計算におい
てする取引で主務省令で定めるものによらなけ
ればならない。ただし、公開買付けによるとき
は、この限りでない。

第五条 第三条第一項の規定により株式を買い受
けたときは、会社は、遅滞なく、その株式につ
いて失効の手続をしなければならない。

2 第三条第一項の規定により株式を買い受けた
ときは、取締役は、その買受けに係る決議後最
初の決算期に関する定時総会において、買受け
をした理由、買い受けた株式の種類、総数及び
取得価額の総額並びに失効の手続をした旨を報
告しなければならない。

第六条 第三条第五項の規定に違反して同条第一
項の規定による株式の買受けをしたときは、そ
の買受けをした取締役は、会社に対し連帯し

定めることを要することとする。

4 株式の取得期限は、取締役会決議後、最初の決算期に関する定期株主総会までとし、取得方法は、現行どおり市場買付け又は公開買付けによることとし、取得財源は、中間配当財源の二分の一を上限とする」とする。

5 この法律は、平成九年六月一日から施行する」ととする。

二 議案の可決理由

本案は、資本市場の効率化・活性化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するため、上場会社・店頭登録会社について、定款をもつて取締役会の決議により自己の株式を取得し、消却することができるよう、自己の株式の消却に関する手続を緩和しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右、
国会に提出する。
平成九年三月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

[別紙]

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

法務委員長 八代 英太

電気事業法の一部を改正する法律

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 会社の社会的責任の重要性にかんがみ、ストック・オプション制度の導入及び自己の株式の消却の促進に当たっては、インサイダー取引

などの不公正取引に対し、証券取引法の厳格な適用を行うとともに、罰則強化を含む法整備

について、諸外国の制度や他の経済法規との均衡を考慮しながら検討すること。

二 ストック・オプションを付与するに当たり、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の

決議を要求している趣旨や株主総会の意義について周知徹底を図り、また、会社関係者に対し、株主総会のあり方につき、一層の見直しを

求め、株主総会がより適正に運営されるよう努めること。

三 ストック・オプションに係る税制については、ストック・オプション制度の一般化の意義及び適正・公平な課税の観点を踏まえ、平成十一年度税制改正の過程において、その適切な取り扱いについて検討する」。

電気事業法の一部を改正する法律案

右、
国会に提出する。
平成九年五月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

[別紙]
(方法書の作成)

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 自主的な保安(第四十二条)

第四十六条の二 環境影響評価(第四十一条)

第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの(以下「特定対象事業」という。)をしようとする者(以下「特定事業者」という。)は、同法第五条第一項の環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)には、同項第四号の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。

第一条中「あわせて公害の防止」を「及び環境の保全」に改める。

第三章第二節第一款の次に次の二款を加える。

第二款の二 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法律第二号)第一条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)その他の手続については、同法及びこの款の定めるところによる。

(簡易な方法による環境影響評価)

第四十六条の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第三項に規定する第一種事業に該当するものをしようとする者は、同法第四条第一項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について通商産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行つた結果を、通商産業省令で定めるところにより、記載しなければならない。

(方法書による環境影響評価)

第四十六条の七 環境影響評価法第十一条第一項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六条の八 通商産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十一条第一項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、そ

(方法書の届出)

第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を通商産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等)

第四十六条の六 特定事業者は、環境影響評価法第九条の書類には、同条に規定する事項のほか、同法第八条第一項の意見についての事業者の見解を記載しなければならない。

第四十六条の七 特定事業者は、環境影響評価法第九条の書類には、同条に規定する事項のほか、同法第八条第一項の意見についての事業者の見解を記載しなければならない。

第四十六条の八 通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十六条の九 通商産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十一条第一項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、そ

全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六

条の五の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に

対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の

項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十一条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第四十六条の九 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同

項の規定により同法第十条第一項の意見を勘案するとともに同法第八条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならぬ。

(準備書の作成)

第四十六条の十 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第

二項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項の意見を勘案するときには、環境影響評価法第十二条第一項の規定による検討において、同項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による検討において、同項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

二項の規定による届出に係る同法第

(準備書についての関係都道府県知事の意見)

第四十六条の十二 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかるわらず、事業者に替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 通商産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第

二項の環境影響評価法(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項及び前条第一項の規定による勧告見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

(評価書についての勧告)

第四十六条の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があるときは、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により同法第十八条第一項の意見を勘案するとともに同法第十九条第一項の規定による届出に係る同法第

二項の環境影響評価法(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項及び前条第一項の規定による勧告見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

(評価書についての勧告)

第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を通商産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

(評価書の届出)

第四十六条の十七 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をできる。

(変更命令)

第四十六条の十八 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がな

ることを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をす

る必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の作成)

第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の適用については、同条中「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは「電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知を受けた」と、「評価書を」とあるのは「当該通知に係る評価書を」と、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」とあるのは「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第一項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

(環境の保全の配慮)

第四十六条の二十 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項

限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)

第四十六条の十八 通商産業大臣は、前条第一項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境庁長官に送付しなければならない。

2 特定事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

(環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等)

第四十六条の二十一 この款に定めるもののか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定まる。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六条の二十二 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法(第二十一条から第二十六条まで及び第三十三条から第三十七条までの規定は、適用しない。

第四十七条第三項に次の二号を加える。

四 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業による通知に係る評価書に従つているの規定による通知に係る評価書に従つているものである。

五 環境影響評価法第一条第三項に規定する第一種事業(特定対象事業を除く。)に係るものにあつては、同法第四条第三項第一号(同条第四項及び同法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の措置がとられたものである。

第一百二十二条第一号中「第三十五条」の下に「又は第四十六条の十七第一項」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、環境影響評価法の施行の日

から施行する。

(経過措置)

第二条 環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までに規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業又は第三種事業に係る事業用電気工作物については、この法律による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第三章第一節第二款の二の規定は、適用しない。

2 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第一章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十七条第三項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

3 旧法第四十八条第一項の規定による届出であつてこの法律の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出であつて環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十八条第一項の規定による認可を受けることとされたものと認めたものと講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的の改正

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保するほか、環境の保全を図ることを法律の目的とする」とし、「あわせて公害の防止」を「及び環境の保全」に改める。

2 発電用の事業用電気工作物の設置又は変更

行に関して必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価法に關し所要の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価法に關し所要の特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事についての環境影響評価を行ったものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと講じた次第である。

3 施行期日等

この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行することとし、所要の経過措置等について定める。

4 施行期日等

この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行することとし、所要の経過措置等について定める。

定める。

3 発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る認可要件の追加

の工事に係る環境影響評価手続の各段階において、国が審査を行い、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものと認めたものと講じた次第である。

勧告又は変更命令を行う等所要の特例措置を

の工事についての環境影響評価に関する特例の工事に係る環境影響評価手続の各段階において、国が審査を行い、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものと認めたものと講じた次第である。

勧告又は変更命令を行う等所要の特例措置を

右 国会に提出する。

平成九年五月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

勤

健保法等の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成九年五月一日

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二 健康保険制度ニ付テハ之ガ医療保險制度ノ基本ヲ為スモノタルコトニ鑑ミ高齢化ノ進展、疾病構造ノ変化、社会経済情勢ノ変化等ニ対応シ其ノ他ノ医療保険制度及老人保健制度並ニ此等ニ密接ニ関連スル制度ト併セテ其ノ在リ方ニ関シ常ニ検討ガ加ハラレ其ノ結果ニ基キテ医療保険ノ運営ノ効率化、給付ノ内容及費用ノ負担ノ適正化並ニ国民ガ受クル医療ノ質ノ向上ヲ総合的ニ圖リツツ実施

第一条ノ二の次に次の二条を加える。

第一条ノ三 厚生大臣又ハ社会保険庁長官ハ左二掲タル事項ハ予メ政令ヲ以テ定ムル審議会(以下審議会ト称ス)ニ諮問スルモノトス

一 健康保険制度ノ他ノ医療保険制度及老人保健制度ノ在リ方ニ関スル事項並ニ此等

二 健康保険事業運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノ

第三条ノ三第二項中「第四十四条第十二

項及第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」に改め、同条第三項中「第四十四条第三項若ハ第五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第四項若ハ第五十九条ノ二第五項」に改め、同条第四号中「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八項」に改め、同条第三号中「第四十四条第三項若ハ第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第四項若ハ第五十九条ノ二第八項」に改める。

第四十三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラル一剤一日分(前項ノ厚生大臣ノ定ムル薬剤二付テハ一剤一調剤分本條ニ於テ之ニ同ジ)ノ薬剤ノ支給三要スル費用ノ額ガ厚生大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ當該

第一項ノ規定ニ依リ算定セラル一剤一日分ノ薬剤ノ支給二係ル前項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類一

日分ノ薬剤ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ一剤一日分ノ薬剤ガ一種類

一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十

三条ノ九第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類一

日分ノ薬剤ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ一剤一日分ノ薬剤ガ一種類

一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十

三条ノ九第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類一

日分ノ薬剤ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ一剤一日分ノ薬剤ガ一種類

一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十

三条ノ九第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類一

日分ノ薬剤ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ一剤一日分ノ薬剤ガ一種類

一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十

三条ノ九第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類一

日分ノ薬剤ト看做ス

第四十三条ノ八第一項の次に次の四項を加え
る。

前項ノ給付ヲ受クル者ハ當該給付ニ薬剤ノ支
給(左二掲タルモノヲ除ク)ガ含マルトキハ

當該給付ヲ受クル際同項ノ一部負担金ノ外一
種類一日分(頸服薬其ノ他ノ厚生大臣ノ定ム
ル薬剤二付テハ一種類一調剤分本條ニ於テ之
ニ同ジ)ノ薬剤二付十五円ヲ一部負担金トシ
テ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベ
シ

一 第四十三条第一項第三号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

二 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

三 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

四 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

五 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

六 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

七 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

八 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

九 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十一 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十二 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十三 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十四 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十五 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十六 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十七 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十八 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

ル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ當該薬
剤ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算
定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「十五円
ヲ超エザル範囲内ニ於テ厚生大臣ノ定ムル
額」下ス

第二項ノ一部負担金ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラ
ズ当該給付ニ付第四十三条ノ九第九第二項又ハ第
三項ノ規定ニ依リ算定セラル額ヨリ当該給
付ニ係ル第一項ノ一部負担金ニ相当スル額ヲ
控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十三条ノ八ノ中「当該一部負担金ノ額」
を「同項ノ一部負担金ノ額(同項及同条第二項ノ
一部負担金トノ合算額)」に改める。

第四十三条ノ十二第一号及び第二号中「第四
十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第
四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八項」に
改め、同条第三号中「第四十四条第三項若ハ第
五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第四項若ハ
第五十九条ノ二第五項」に改め、同条第四号中
「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」
を「第四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八
項」に改める。

第四十三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依
リ算定セラル一剤一日分(前項ノ厚生大臣ノ定
ムル薬剤二付テハ一剤一調剤分本條ニ於テ之
ニ同ジ)ノ薬剤ノ支給三要スル費用ノ額ガ厚生
大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴マルル薬剤ノ
支給

二 定ノ額ガ算定セラル療養其ノ他ノ厚生
大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴マルル薬剤ノ
支給

三 前項第一号ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定
ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

四 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

五 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

六 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

七 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

八 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

九 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十一 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十二 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十三 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十四 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十五 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十六 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十七 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

十八 第四十三条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付二伴フ
薬剤ノ支給

ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル」に改め、同条第
四項を削る。

第四十四条第十四項中「第三項」を「第四項」
に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項ノ療養ニ要スル薬剤ノ支給(左ニ掲タルモ
ノ除ク)ガ含マルトキハ特定療養費ノ額ハ
ノ除ク)ガ含マルトキハ特定療養費ノ額ハ
シ

第一項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額
シ

第一項ノ療養ニ要スル薬剤ノ支給(左ニ掲タルモ
ノ除ク)ガ含マルトキハ特定療養費ノ額ハ
シ

第一項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額
シ

第一項ノ療養ニ要スル薬剤ノ支給(左ニ掲タルモ
ノ除ク)ガ含マルトキハ特定療養費ノ額ハ
シ

官 報 (号 外)

**第二十八条ノ三第一項中「前項」を「第一項及
第二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を
加える。**

養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ除クヲ受ク
ル者ハ當該給付ニ薬剤ノ支給(左ニ掲タルモ
ノヲ除ク)ガ含マルトキハ當該給付ヲ受ク
ル際同項ノ一部負担金ノ外一種類一日分(健
康保険法第四十三条ノ八第二項ノ規定ニ依ル
厚生大臣ノ定ムル薬剤ニ付テハ一種類一調剤
分本条ニ於テ之ニ同ジ)ノ薬剤ニ付十五円ヲ
一部負担金トシテ當該保険医療機関又ハ保険
薬局ニ支払フベシ

一 第二十八条第一項第五号ニ掲タル療養其
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ伴フ
薬剤ノ支給

二 第二十八条第一項第五号ニ掲タル療養ノ
給付ニ伴フ薬剤ノ支給

三 第二十八条ノ四第二項ノ規定ニ依ル費用
ノ額ノ算定ニ於テ薬剤ノ有無ニ拘ラ
ズ一定ノ額ガ算定セラルル療養其ノ他ノ厚
生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ含マルル薬剤
ノ支給

第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依
リ算定セラルル一剤一日分(前項ノ厚生大臣
ノ定ムル薬剤ニ付テハ一剤一調剤分本条ニ於
テ之ニ同ジ)ノ薬剤ノ支給ニ要スル費用ノ額
ガ健康保険法第四十三条ノ八第三項ノ規定ニ
依ル厚生大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ當
該薬剤ノ支給ニ係ル前項ノ一部負担金ノ額ノ
算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一種類

前項ノ規定ニ依リ一劑一日分ノ薬剤ガ一種類
一日分ノ薬剤ト看做サルル場合ニ於テ第二十
八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定
セラルル當該一劑一日分ノ薬剤ノ支給ニ要ス
ル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ當該薬
剤ノ支給ニ係ル第一項ノ一部負担金ノ額ノ算
定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「同法第
四十三条ノ八第四項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ
定ムル額」トス

第二項ノ一部負担金ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラ
ズ當該付二付第二十八条ノ四第二項又ハ第
三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ヨリ當該給
付ニ係ル第一項ノ一部負担金ニ相當スル額ヲ
控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十八条ノ三ノ二中「當該一部負担金ノ額」
を「同項ノ一部負担金ノ額(同項及同条第二項ノ
規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同
条第一項ノ一部負担金ノ額ト同条第二項ノ一部
負担金ノ額トノ合算額)」に改める。

第二十八条ノ七第三項中「第二十八条ノ三第三
項」を「第二十八条ノ三第六項」に改める。

第二十九条第三項中「前項」を「前二項」に、
「第二十八条ノ三第二項」を「第二十八条ノ三第三
項」に改め、同条第十項中「第四項」を「第五
項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加え
る。

第一項ノ療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノ
ヲ除ク)ガ含マルルトキハ特定療養費ノ額ハ
前項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額
ヨリ當該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二
項乃至第四項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一
部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ同号ニ規定

スル額ヲ超ユルトキハ同号ニ規定スル額ヲ控除シタル額トス
一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給
二 第二十八条第一項第五号ニ掲タル療養ニ
伴フ薬剤ノ支給
三 前項第一号ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定
ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額
ガ算定セラル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定
ムル療養ニ含マル薬剤ノ支給
第二十九条ノ三第一項中「得タル額ヲ控除シ
タル額」の下に「次項ニ於テ定率支給標準額ト
称ス」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」
に、「第二二十八条ノ三第二項」を「第二二十八条」
三第六項に改め、同条第三項中「前二項」を「第
一項及第三項」に改め、「第二十九条第二項」の
下に「及第三項」を加え、同条第一項の次に次の
一項を加える。
前条ノ療養費ニ係ル療養ニ薬剤ノ支給(左二
掲グルモノヲ除ク)ガ含マルルトキハ療養費
ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ
当該薬剤ノ支給ニ付第二二十八条ノ三第二項
乃至第四項ノ規定ノ例ニ依り算定シタル一部
負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ定率支給標準
額ヲ超ユルトキハ定率支給標準額)ヲ控除シ
タル額ヲ標準トシテ都道府県知事ニヲ定ム
一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給
二 第二十八条第一項第五号ニ掲タル療養ニ
伴フ薬剤ノ支給
三 第二十八条ノ三第二項第三号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養又ハ第二十九条第三項第三号

ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル薬剤ノ
支給

附則第二十四項中「第二十八条ノ二第一項」の
下に「及第二項」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百
九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「前項」を「第一項」に、
「一部負担金」とし、「一部負担金とする。」及び
第二項の一部負担金(これらの一一部負担金につ
いて)に改め、同項を同条第六項とし、同条第
一項の次に次の四項を加える。

2 前項の給付を受ける者は、当該給付に薬剤
の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれる
ときは、当該給付を受けた際、同項の一部負
担金のほか、一種類一日分(健康保険法第四
十一条ノ八第二項の規定により厚生大臣の定
める薬剤については、一種類一調剤分とす
る。以下この条において同じ。)の薬剤につき
十五円を、一部負担金として、当該保険医療
機関等に支払わなければならない。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号
の規定により厚生大臣の定める療養の給付
に伴う薬剤の支給

一 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の
給付に伴う薬剤の支給

二 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号
の規定により厚生大臣の定める療養の給付
に含まれる薬剤の支給

三 第四十五条第一項又は第三項の規定により
算定した一割一日分(前項の厚生大臣の定め
た)「(以下この項において「支払定率一部負担
金」という。)」を加え、同項に次のただし書を加
え。

3 第四十五条第一項又は第三項の規定により
算定した一割一日分(前項の厚生大臣の定め
た)「(以下この項において「支払定率一部負担
金」という。)」を加え、同項に次のただし書を加
え。

下の条において同じ。)の薬剤の支給に要す
る費用の額が、健康保険法第四十三条ノ八第
三項の規定により厚生大臣の定める額を超
えないとときは、当該薬剤の支給に係る前項の一
部負担金の額の算定においては、当該一割一
日の薬剤を一種類一日分の薬剤とみなす。

4 前項の規定により一割一日分の薬剤が一種
類一日分の薬剤とみなされる場合において、
第四十五条第二項又は第三項の規定により算
定した当該一割一日分の薬剤の支給に要する
費用の額が十五円を超えないときは、当該薬
剤の支給に係る第一項の一部負担金の額の算
定においては、同項中「十五円」とあるのは、
「同法第四十三条ノ八第四項の規定により厚
生大臣の定める額」とする。

5 第二項の一部負担金の額は、同項の規定に
かかるらず、当該給付につき第四十五条第二
項又は第三項の規定により算定した額から、
当該給付に係る第一項の一部負担金(第四十
三条第一項の規定により一部負担金の割合が
減せられたときは、同条第一項に規定する場
合にあつては、当該減せられた割合による一
部負担金とする。)に相当する額を控除した額
を超えることができない。

一 当該給付に要する費用の額から支払定率
一部負担金の額を控除した額

二 第二項の次に次の二項並びに「第一項並
びに」を加える。

第五十三条第一項第一号中「療養の給付」の下
に「に係る第四十二条第一項の一部負担金」を加
え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、
同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項
とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下
げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 第二項の療養に薬剤の支給(次に掲げるも
のを除く。)が含まれるときは、特定療養費の
額は、前項の規定にかかるらず、同項第一号
に規定する額から、当該薬剤の支給につき第
四十二条第一項から第四項までの規定の例に
より算定した一部負担金に相当する額(療養
の給付に係る同条第一項の一部負担金につい
て第四十四条第一項各号の措置が採られるべ
きときは、当該措置が採られたものとした場
合の額とする。)その額が前項第一号に規定

する。

ただし、当該給付に薬剤の支給(同条第一
項各号に掲げるものを除く。)が含まれる場合
において、第一号に掲げる額が第一号に掲げ
る額を超えるときは、保険者は、当該差額か
ら、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額
を控除した額(その額が当該差額を超えると
きは、当該差額とする。)を控除した額を当該
被保険者に支給しなければならない。

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に
含まれる薬剤の支給

三 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に
伴う薬剤の支給

四 第二項又は第三項の療養費に係る療養に薬
剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれ
るときは、当該薬剤の支給に係る前項の規定にかか
わらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支
給につき第四十二条第一項から第四項までの
規定の例により算定した一部負担金に相当す
る額(その額が定率支給標準額を超えるとき
は、定率支給標準額とする。)を控除した額を
基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号
の規定により厚生大臣の定める療養に伴う
薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に
伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号
の規定により厚生大臣の定める療養又は同
法第四十四条第三項第三号の規定により厚

する額を超えるときは、同号に規定する額と
する。)を控除した額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号
の規定により厚生大臣の定める療養に伴う
薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に
伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号
の規定により厚生大臣の定める療養又は同
法第四十四条第三項第三号の規定により厚

生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第五十四条の三第二項中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改め、「第四十四条ノ四第四項」との下に「、同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」とを加え、同条第五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十四条の五中「一部負担金の額」の下に「(以下この条において「支払定率一部負担金額」という。)」を加え、同条に次のただし書きを加える。

第五十四条の五中「一部負担金の額」の下に「(以下この条において「支払定率一部負担金額」という。)」を加え、同条に次のただし書きを加える。

部負担金の額及び同条第一項の「を加える。

第六十五条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第七十三条第一項中「の百分の三十一」を削り、同項各号を次のよう改める。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十一に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者(健康保険法第十三条ノ二第一項又は第六十九条の八の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。)に係る額として政令の定めるところにより算定した額(以下この条において「特定給付額」という。)を控除した額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別

薬剤の支給(第四十二条第一項各号に掲げるものを除く。)が含まれる場合において、第一号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、市町村は、定率一部負担金差額相当額(支払定率一部負担金額から、当該給付に要する費用の額に同条第一項第一号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が定率一部負担金差額相当額を超えるときは、定率一部負担金差額相当額とする。)を控除した額を特例療養費として支給するものとする。

一 当該薬剤の支給につき第四十二条第一項負担金の額

二 当該給付に要する費用の額から支払定率一部負担金額を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞ

れに特定割合を乗じて得た額の合算額

二 特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額(以下この条において「特定納付費用額」とい

う。)を控除した額

ロ 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から、当該費用の額のうち組合

特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額(以下この条において「特定納付費用額」とい

う。)を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞ

れに特定割合を乗じて得た額の合算額

二 特定第一項の「を、割合による。」の下に「一

平成九年五月八日 衆議院会議録第三十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(これらの額について第三項に、「及び第一項第二号に掲げる額」を「並びに同号ロに掲げる額」に改める。

第二十八条第一項中「薬局を除く」の下に「以

同じ」を加え、同項第一号中「一月につき千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第二号中「七百円」を「千円」に改め、同条第二項を次のよ

うに改める。

2 前項第二号の特定割合は、百分の三十一を

下回る割合であつて、健康保険法による健康保険事業に要する費用(老人保健医療費拠出金の納付に要する費用を含む。)に対する国の補助の割合を勘案して、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれについて、政令で定めるものとする。

2 医療を受ける者は、当該医療に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、

当該医療を受ける際、前項の一部負担金のほか、一種類一日分(被服薬その他の厚生大臣が定める薬剤については、一種類一調剤分と

する。以下この条において同じ。)の薬剤につき十五円を、一部負担金として、当該医療を行つた保険医療機関等に支払わなければならぬ。

2 医療を受ける者は、当該医療に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、

当該医療を受ける際、前項の一部負担金のほか、一種類一日分(被服薬その他の厚生大臣が定める薬剤については、一種類一調剤分と

する。以下この条において同じ。)の薬剤につき十五円を、一部負担金として、当該医療を行つた保険医療機関等に支払わなければならぬ。

2 第十七条第一項第三号に掲げる給付その他他の厚生大臣が定める給付に伴う薬剤の支給

二 第十七条第一項第五号に掲げる給付に伴う薬剤の支給

三 第三十一条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準による算定において、

薬剤の支給の有無にかかわらず一定の額が算定される医療その他の厚生大臣が定める医療に含まれる薬剤の支給

二 第二十八条第八項中「第一項」の下に「及び第一項を、「対し」の下に「これらの」を加え、支払い」を「支払」に改め、同項を同条第十一項

の一部を次のように改正する。

第十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある」を「その心身の状況、その置かれ

いる環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第二十八条规定中「薬局を除く」の下に「以

同じ」を加え、同項第一号中「一月につき千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第二号中「七百円」を「千円」に改め、同条第二項を次のよ

うに改める。

2 第二十八条第一項中「薬局を除く」の下に「以

同じ」を加え、同項第一号中「一月につき千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第二号中「七百円」を「千円」に改め、同条第二項を次のよ

うに改める。

2 医療を受ける者は、当該医療に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、

当該医療を受ける際、前項の一部負担金のほか、一種類一日分(被服薬その他の厚生大臣が定める薬剤については、一種類一調剤分と

する。以下この条において同じ。)の薬剤につき十五円を、一部負担金として、当該医療を行つた保険医療機関等に支払わなければならぬ。

2 医療を受ける者は、当該医療に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、

当該医療を受ける際、前項の一部負担金のほか、一種類一日分(被服薬その他の厚生大臣が定める薬剤については、一種類一調剤分と

する。以下この条において同じ。)の薬剤につき十五円を、一部負担金として、当該医療を行つた保険医療機関等に支払わなければならぬ。

2 第十七条第一項第三号に掲げる給付その他他の厚生大臣が定める給付に伴う薬剤の支給

二 第十七条第一項第五号に掲げる給付に伴う薬剤の支給

三 第三十一条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準による算定において、

薬剤の支給の有無にかかわらず一定の額が算定される医療その他の厚生大臣が定める医療に含まれる薬剤の支給

二 第二十八条第八項中「第一項」の下に「及び第一項を、「対し」の下に「これらの」を加え、支払い」を「支払」に改め、同項を同条第十一項

の一部を次のように改正する。

第十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある」を「その心身の状況、その置かれ

いる環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項第一号」の下に「第五項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、「同号」を「第一項第一号及び第二項」に、「当該医療を受ける者が各月において初めて当該給付を受ける日」に当該保険医療機関等から受けた当該給付(当該給付に伴う第十七条第一項第六号に掲げる給付を含む。)について第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定したを「次の各号に規定する」と改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項第一号の一部負担金の額 当該医療を受ける者が当該保険医療機関等から受けた当該給付(当該給付に伴う第十七条第六号に掲げる給付を含む。)について第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定したを「次の各号に規定する」と改め、同項に次の各号を加える。

二 第二項の一部負担金の額 算定期(当該給付を受ける際に第一項第一号の一部負担金を支払うべきときは、当該算定期から同号の一部負担金の額を控除した額)

第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定期に関する基準により算定期した額(次号において「算定期」という。)

三 第二項の一部負担金の額 算定期(当該給付を受ける際に第一項第一号の一部負担金を支払うべきときは、当該算定期から同号の一部負担金の額を控除した額)

第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定期に関する基準により算定期した額(次号において「算定期」という。)

四 前項の規定により一剤一日分の薬剤が一種類一日分の薬剤とみなす。

五 医療を受ける者(第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関等において第一項第一号の一部負担金の額を支払ったときは、同号の規定にかかる限り、当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。(前年度の四月一日を含む年の物価指数を平成四年度を「当該特定年度の前年度の四月一日を含む年の物価指数で」に改め、同号を「第一項第一号」に、「同号」を「第一項及び第二項」に、「同号」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項と

し、同条第一項の次に次の三項を加える。

3 第三十一条第一項の医療に要する費用の額の算定期に関する基準により算定期される一剤一日分(前項の厚生大臣が定める薬剤について同一の薬剤の支給に要する費用の額が、厚生大臣が定める額を超えないときは、当該同一の薬剤の支給に係る前項の一部負担金の額の算定期においては、当該一剤一日分の薬剤を一種類一日分の薬剤とみなす。

4 前項の規定により一剤一日分の薬剤が一種類一日分の薬剤とみなされる場合において、第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定期に関する基準により算定期される当該一剤一日分の薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定期においては、同項中「十五円」とあるのは、「十五円を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定期においては、同項中「十五円」とあるのは、「十五円を超えない範囲内において厚生大臣が定める額」とす

る。

5 医療を受ける者(第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関等において第一項第一号の一部負担金の額を支払ったときは、同号の規定にかかる限り、当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。(前年度の四月一日を含む年の物価指数を平成四年度を「当該特定年度の前年度の四月一日を含む年の物価指数で」に改め、同号を「第一項第一号」に、「同号」を「第一項及び第二項」に、「同号」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項と

四」を「五百円」に、「特定年度(平成六年度を初年度とする同年度以降の年度)この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。」を平成七年内に「四月一日を含む年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下次項までにおいて同じ。)を平成四年度の四月一日を含む年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下次項までにおいて同じ。)を平成四年度を「当該特定年度の前年度の四月一日を含む年の物価指数で」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に、「七百円」を「一千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第三十二条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第五項中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年五月一日から施行する。ただし、第五条中国民健康保険法第七十三条の改正規定、同法附則第十二項を削る改正規定、同法附則第十三項の改正規定及び同項を同法附則第十一項とする改正規定並びに附則第七条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による療養費、家族療養費、高額療養費又は特別療養費の額については、なお従前の例による。

第三条 平成九年四月以前の月(この法律による改正後の健康保険法(次条において「新健保法」という。)第二十条の規定による被保険者についての保険料については、同年五月以前の月)に係る健康保険の

給付を含む。)その他これに準ずる給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定期される額をいう。以下この項において同じ。)を平成七年度に「四月一日を含む年の物価指数で」を「一千円」に、「三百円」を「五百円」に改め、同号を「第一項第一号」に、「同号」を「第一項及び第二項」に、「同号」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項及び次項において同じ。)において「」を加え、「千円」を「五百円」に改め、同号を「第一項第一号」に、「同号」を「第一項及び第二項」に、「同号」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項と

官報号外

第四条 当分の間、新健保法第七十一条ノ四第一項中「五年」とあるのは、「二年乃至五年」の範囲内に於て厚生大臣ノ定ムル期間」とする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、な

お従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の額並びに同法第四十三条第三項の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、な

お従前の例による。

第七条 平成九年三月三十一日に国民健康保険組合の組合員であつて、同日以後引き続き当該国民健康保険組合の組合員である者及び当該組合員の世帯に属する当該国民健康保険組合の被保險者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国民健康保険組合に対する国

の補助については、なお従前の例による。
(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 健康保険法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第四十二号)の一部を次のように

改正する。

附則第七条中「新法第四十三条ノ八第一項」を「健康保険法第四十三条ノ八第一項及び第二項」と改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改正する。

「第五十五条第七項中「当該一部負担金の額」を

「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これら

の金額の合算額)」に改める。

第五十五条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項

を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げる。第一項の次に次の二項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるもの

を除く。)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給

について健康保険法第四十三条ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した金額

(その金額が定率支給標準額を超えるときは、定率支給標準額を控除した金額(第一項

の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬

剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法

第四十四条第三項第三号に規定する厚生大

臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四条第三項第二号に規

定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬

剤の支給

第五十六条第三項中「第四十三条ノ八の規定による」を「第四十三条ノ八第一項に規定する」に、「金額及び」を「金額次項において「定率支

給標準額」という。」及び「」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の療養に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号

に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第七項に「前項第七号」を「第一項第三号」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第二項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項の次に次の二項を加える。

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養に薬

剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定に

かかるわらず、同項第一号、第二号又は第五号

に規定する金額(その金額が現に支払うべき

療養に要した費用の額の百分の七十に相当す

る金額を超えるときは、当該百分の七十に相

当する金額。以下この項において同じ)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三

条ノ八第二項から第四項までの規定の例によ

り算定した金額(その金額が前項第一号、第

三号又は第五号に規定する金額を超えるとき

は、同項第一号、第三号又は第五号に規定す

る金額)を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬

剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法

第四十四条第三項第三号に規定する厚生大

臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

二 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法

第四十四条第三項第三号に規定する厚生大

臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

同条中第八項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項

第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第一項第三号」に、「前項第一号」を「第二項第一

七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項の次に次の二項を加える。

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養に薬

剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれる

ときは、家族療養費の額は、同項の規定に

かかるわらず、同項第一号、第二号又は第五号

に規定する金額(その金額が現に支払うべき

療養に要した費用の額の百分の七十に相当す

る金額を超えるときは、当該百分の七十に相

当する金額。以下この項において同じ)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三

条ノ八第二項から第四項までの規定の例によ

り算定した金額(その金額が前項第一号、第

三号又は第五号に規定する金額を超えるとき

は、同項第一号、第三号又は第五号に規定す

る金額)を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬

剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法

第四十四条第三項第三号に規定する厚生大

臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

二 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法

第四十四条第三項第三号に規定する厚生大

臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

(国家公務員共済組合法の一改正に伴う経過措置) 第十一条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一改正) 第十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改定する。

第五十七条第七項中「当該一部負担金の額」を「健康保険法第四十三条ノハ第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」に改める。

第五十七条の三第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げる。第一項の次に次の二項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に定める金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノハ第二項第一号ノハ第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が前項第一号、第三号又は第五号に定める金額を超えるときは、同項第一号、第二号又は第五号に定める金額を控除した金額とする。

4 第一項又は第二項の療養に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家庭療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に定める金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノハ第二項第一号ノハ第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が前項第一号、第三号又は第五号に定める金額を超えるときは、同項第一号、第二号又は第五号に定める金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノハ第一項第二号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

一 健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

伴う薬剤の支給

第五十八条第三項中「第四十三条ノハ第一項に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給」

による」を「第四十三条ノハ第一項に規定する給付標準額」という。及びに改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の療養に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号ノハ第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が前項第一号、第三号又は第五号に定める金額を超えるときは、同項第一号、第二号又は第五号に定める金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号ノハ第二項第一号又は第五号に定める金額を控除した金額とする。

二 第五十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノハ第一項第二号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

一 健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号ノハ第二項第一号又は第五号に定める金額を控除した金額とする。

三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条の三第七項」に改め、同項を同条第八項とし、

同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「前項第二号」を「第一項第三号」に、「前項第七号」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第一号、第二号又は第五号の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、当該薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家庭療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に定める金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超過するときは、当該百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノハ第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額(その金額が定率支給標準額を超えるときは、当該標準額を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

4 第十四条 介護保険法施行法(平成九年法律第二十九条のうち、健康保険法第四十四条第十二項の改正規定中「第四十四条第十一項」を「第四十四条第十三項」に改め、同条第十三項の改正規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め。

3 第三十二条のうち、船員保険法第二十九条第八項の改正規定中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改め、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第十項」に改め。

4 第三十三条のうち、国民健康保険法第五十二条第八項並びに第五十三条第六項及び第七項の改正規定中「第五十三条第六項及び第七項」を「第五十二条第七項及び第八項」に改める。

3 第三十六条のうち国民健康保険法第五十二条第六項並びに第五十三条第六項及び第七項の改正規定中「第五十三条第六項及び第七項」を「第五十二条第七項及び第八項」に改める。

十九条第七項」を「第五十九条第八項」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一改正に伴う経過措置) 第十三条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る地方公務員等共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とする。
第四十二条中国家公務員共済組合法第五十五条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十五条の三第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。
9 第五十四条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第四十二条のうち国家公務員共済組合法第五十七条第七項の改正規定中「第五十七条第七項」を「第五十七条第八項」に改める。

第四十五条中地方公務員等共済組合法第五十七条の三中第八項を第九項とし、第七項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十七条の三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 第五十六条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。
第四十五条のうち地方公務員等共済組合法第五十九条第七項の改正規定中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改める。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の

負担の公平等を図るため、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例等の措置を講するとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する理由である。

基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、医療保険制度の安定的な運営の確保、世代間の負担の公平等を図るために、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の額の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設等の措置を講ずるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の全般にわたる改革を図るために、その基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備することその他所要の改正を行おうとするもので、その主な主旨は次のとおりである。

二 一部負担に関する事項

(1) 被保険者本人の療養の給付に係る一部負担金の割合について、法律本則に規定する二割とともに、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の給付率について、法律本則に規定する八割とすること。

(2) 外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項

ア 療養の給付を受ける者は、当該給付に薬剤の給付(注射や検査に伴うもの、入院に伴うもの、診療報酬が定額であるもの等を除く)が含まれるときは、(1)の一部負担金のほかに、一種類の薬剤につき十五円を一部負担金として支払うこととする。

(1) 健康保険法の一部改正
(2) 医療保険制度等の在り方の検討に関する事項

(1) 健康保険制度については、医療保険制度の基本をなすものであることから、高齢化の進展、疾病構造の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び老人保健

制度等と併せてその在り方に關して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用負担の適正化並びに医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならぬこと。

(2) 厚生大臣又は社会保険庁長官は、医療保険制度及び老人保健制度の在り方に関する事項並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項等は、あらかじめ審議会に諮問するものとする」と。

ウ アの一部負担金の額は、療養に要する費用の額から(1)の一部負担金の額を控除した額を超えないものとすること。

エ 特定療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費の額について、アからウまでの例により算定した一部負担金に相当する額を控除すること。

（二）政府管掌健康保険の保険料率を十分の八十二から千分の八十六に引き上げることもに、当分の間、政府管掌健康保険の保険料率は、二年から五年の範囲内で厚生大臣が定める期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう定めること。

三 政府管掌健康保険の保険料率を十分の八十二から千分の八十六に引き上げることもに、当分の間、政府管掌健康保険の保険料率は、二年から五年の範囲内で厚生大臣が定める期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう定めること。

四 政府管掌健康保険の保険料率を十分の八十二から千分の八十六に引き上げることもに、当分の間、政府管掌健康保険の保険料率は、二年から五年の範囲内で厚生大臣が定める期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう定めること。

（三）被保険者本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に關し、健康保険法の改正と同様の改正を行うこと。

（1）被保険者本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に關し、健康保険法の改正と同様の改正を行うこと。

（2）被保険者本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に關し、健康保険法の改正と同様の改正を行うこと。

(二) 国民健康保険組合に対する療養の給付等に係る百分の三十二の国庫補助の対象額から、健康保険法の適用除外承認を受けて当該国民健康保険組合の被保険者である者等に係る額(以下「特定給付額等」という。)を控除することともに、特定給付額等については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する國の補助の割合を勘案して政令で定める特定割合をもって、補助することができるものとすること。

(三) 国民健康保険の財政基盤の安定のための措置に係る國の負担額の特例を平成十年度まで延長すること。

(四) 老人保健法の一部改正

(一) 訪問指導の対象者を、寝たきりの状態にある者等から、これらの者を含め、療養上の保健指導が必要であると認められる者に改めること。

(二) 一部負担に関する事項

(1) 外来一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、一月につき千二十円から一日につき五百円(ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において四回の支払を限度とする。)に改めること。

(2) 入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、一日につき七百円から一日につき千円に改めるとともに、低所得者については、保険医療機関等ごとに、一日につき三百円(ただし、二ヶ月を限度とする。)から一日につき五百円に改めるここと。

(3) 外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項

し、健康保険法の改正と同様の改正を行うこと。

(4) (1)及び(2)の一部負担金の額は、二年度ことに、それぞれ一日平均外来医療費額及び一日平均入院医療費額の変動率に応じ、十円以上の変動がある場合に改定すること。

5 その他要所の改正を行うとともに、規定の整備を行うこと。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成九年五月一日から施行すること。ただし、3の(1)及び(3)に関する規定は、平成九年四月一日から施行すること。

(二) 一部負担に関する事項等について、所要の経過措置を設けること。

(三) 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法につき、健康保険法の改正に準じて組合員本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項について改正するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

医療保険制度の安定的な運営の確保、世代間の負担の公平等を図ることも、医療保険制度及び老人保健制度の全般にわたる改革を図るために必要な医療保険制度改革の措置を講じよう

とすることは、時宜に適するものと認めるが、

なお、外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項、政府管掌健康保険の保険料率に関する事項、老人保健法に係る入院一部負担金の額に関する事項及び施行期日等に関する事項について

修正を行つことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本修正は、自由民主党及び社会民主

党・市民連合の共同提案により行われたものである。

[別紙]

(小字及び——は修正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二を次のように改める。

第一条ノ二 健康保険制度ニ付テハ之ガ医療保險制度ノ基本ヲ為スモノタルコトニ鑑ミ高齢化ノ進展、疾病構造ノ変化、社会経済情勢ノ変化等ニ対応シ其ノ他ノ医療保険制度及老人保健制度並ニ此等ニ密接ニ関連スル制度ト併セテ其ノ在リ方ニ関シ常ニ検討ガ加ヘラレ其ノ結果ニ基キテ医療保険ノ運営ノ効率化、給付ノ内容及費用ノ負担ノ適正化並ニ国民ガ受クル医療ノ質ノ向上ヲ総合的ニ圖リツツ実施

サルルベシ

第一条ノ二の次に次の一条を加える。

第一条ノ三 厚生大臣又ハ社会保険庁長官ハ左ニ掲タル事項ハ予メ政令ヲ以テ定ムル審議會(以下審議会ト称ス)ニ諮問スルモノトス

一 健康保険制度其ノ他ノ医療保険制度及老人保健制度ノ在リ方ニ関スル事項並ニ此等ノ制度ノ全般ニ亘ル改善ニ関スル基本的事項

二 健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノ

第四十三条ノ三第一項中「第四十四条第十二項及第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第四

右報告する。

平成九年五月七日

厚生委員長 町村 信孝
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に伴つて要する医療保険制度に係る平成九年度一般会計予算(厚生省所管)の支出については、健康保険等の被保険者本人に係る一部負担の改正による支出減は約四百六十億円、外来の際の薬剤に係る一部負担による支出減は約二千五百五十億円、老人医療に係る一部負担による支出減は約四百七十億円の見込みである。

また、平成九年度特別会計予算(厚生省所管)において、厚生保険特別会計の健康勘定における保険料率の改正による収入増は約一千三百九十九億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、平成九年度一般会計予算(厚生省所管)において、約一千五百九十九億円の支出増の見込みである。

また、平成九年度特別会計予算(厚生省所管)において、厚生保険特別会計の健康勘定における収入減は約十三百十億円の見込みである。

四 國会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣において、厚生保険特別会計の健康勘定における収入減は約十三百十億円の見込みである。

二於テ之ニ同ジノノ薬剤ノ支給ニ要スル費用
ノ額ガ健保法第四十三条ノ八第三項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキ
ハ當該薬剤ノ支給ニ係ル前項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ當該一剤一日分ノ薬剤ヲ一
種類一日分ノ薬剤ト看做ス
前項ノ規定ニ依リ一剤一日分ノ薬剤ガ一種類
一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第二十
八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定
セラルル當該一剤一日分ノ薬剤ノ支給に要ス
ル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ當該薬
剤ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算
定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「同法第
四十三条ノ八第四項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ
定ムル額」トズ
○前二項ノ規定スルモノ外ノ算定方法ニ關シ必要
ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
○第二項ノ一部負担金ノ額ハ同項ノ規定ニ拘
ラズ當該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ
第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ヨリ当該
給付ニ係ル第一項ノ一部負担金ニ相當スル額
ヲ控除シタル額ヲユルコトヲ得ズ
第二十八条ノ三ノ二中「當該一部負担金ノ額」
を同項ノ一部負担金ノ額(同項及同条第二項ノ
規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同
条第一項ノ一部負担金ノ額ト同条第二項ノ一部
負担金ノ額トノ合算額)」に改める。
第二十八条ノ七第三項中「第二十八条ノ三第
二項」を「第二十八条ノ三第六項」に改める。
第二十九条第三項中「前項」を「前二項」に、
「第二十八条ノ三第二項」を「第二十八条ノ三第
六項」に改め、同条第十項中「第四項」を「第五

項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加え
る。

第一項ノ療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルルトキハ特定療養費ノ額ハ前項ノ規定二拘ラズ同項第一号ニ規定スル額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項乃至第四項〇ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル〇及第五項

一部負担金二相当スル額(其ノ額が同号ニ規定スル額ヲ超ユルトキハ同号ニ規定スル額トス)

一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養二伴フ薬剤ノ支給

三 伴フ薬剤ノ支給

ガ算定セラル療養其ノ他の厚生大臣ノ定
ムル療養ニ含マルル薬剤ノ支給

第二十九条ノ三第一項中得タル額ヲ控除シタル額の下に「次項」於テ定率支給標準額ト称ス」を加え、同条第一項中「前項」を「前二項」

二第六項に改め、同条第三項中「前」項を「第一項及第三項」に改め、「第二十九条第一項」の

トに「及第三項」を加え、同条第一項の次に次の
一項を加える。

前条ノ療養費ニ係ル療養ニ基有ノ支給(左ニ掲タルモノヲ除ク)ガ含マルルトキハ療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ

リ当該薬剤ノ支給ニ付第一二八条ノ三第二項乃至第四項○及第^一項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタルニ

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報生口書

部負担金二相当スル額(其ノ額ガ定率支給標準)

之ニ同ジヨリ当該薬剤ノ支給二付第二十八
条ノ三第一項乃至第四項○ノ規定ノ例ニ依リ
算定シタル一部自担金ニ相当スル額(其ノ額

ガ前項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額ヲ超ユルトキハ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額ヲ控除シタル額トス

一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

二 第二十八条ノ三第二項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養又ハ第二十九条第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル薬剤ノ

支給

(国民健康保険法の一部改正)
下に及第二項を加える

九十一号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二項中「前項」を「第一項に、
「一部負担金とし、」を「一部負担金とする。」及び

第二項の一部負担金(これら一部負担金に「いて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の給付を受ける者は、当該給付に薬剤の支給（第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上）が含まれてゐる場合に限り、その支給（次に掲げるものを除く。）が含まれることとする。

上の同号に掲げる薬剤の支給を要する場合に限る
ときは、当該給付を受ける際、同項の一部を
当該支給を受ける

十三条ノ八第一項の規定により厚生大臣の定める薬剤については、一種類一調剤分とす。以下この条において同じ。)の薬剤につきる。

四九

次の各号に掲げる薬剤の区分に従い当該各号に規定する額十五円を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(次号又は第三号に掲げる薬剤以外の薬剤)

一 健康保険法第四十二条ノハ第一項第一号
ハまでに掲げる場合の区分に従い当該イからハまでに掲

の規定により厚生大臣の定める療養の給付に伴う薬剤の支給

イ 一種類又は二種類の薬剤の支給を受ける場合 四百円

ロ 四種類又は五種類の薬剤の支給を受ける場合 七百円

ハ 六種類以上の薬剤の支給を受ける場合 千円

四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

五 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

六 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノハ第一項第三号の規定により厚生大臣の定める療養の給付に伴う薬剤の支給

四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

五 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

六 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

七 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

八 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

九 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十一 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十三 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十五 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十六 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十七 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

十八 第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

を超えないときは、当該薬剤の支給に係る

前項の一部負担金の額の算定においては、当

該一剤一日分の薬剤を一種類一日分の薬剤と

みなす。

前項の規定により一剤一日分の薬剤が一種

類一日分の薬剤とみなされる場合において、

第四十五条第二項又は第三項の規定により算

定した当該一剤一日分の薬剤の支給に要する

費用の額が十五円を超えないときは、当該薬

剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算

定においては、同項中「十五円」とあるのは、

「同法第四十三条ノハ第四項の規定により厚

生大臣の定める額」とする。

○前項に規定するものほか、の算定方法に際し必

にかかるべき、当該給付につき第四十五条第

二項又は第三項の規定により算定した額か

か、当該給付に係る第一項の一部負担金(第

四十三条第一項の規定により一部負担金の割

合が減せられたときは、同条第二項に規定す

る場合にあつては、当該減せられた割合によ

る一部負担金とする)に相当する額を控除し

た額を超えることができない。

第四十二条の二中「当該一部負担金の額」を

「同項の一部負担金の額(同項及び同条第一項の

規定により一部負担金を支払う場合において

は、同条第一項の一部負担金の額と同条第一項

の一部負担金の額との合算額)」に改める。

第四十三条第三項中「支払った一部負担金の

額を加え、同項に次のただし書を加

える。

ただし、当該給付に薬剤の支給(同条第一

項各号に掲げるものを除く)が含まれる場合

において、第一号に掲げる額が第二号に掲

げる額を超えるときは、保険者は、当該差額

の範囲内において政令で定める額から第一号に掲げる

額を控除した額(その額が当該差額を超える

ときは、当該差額とする。)を控除した額を當

該被保険者に支給しなければならない。

一 当該薬剤の支給につき第四十二条第一項

から第四項までの規定により算定した一部

負担金の額

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四条第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に係る療養費に係る薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかる

わらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支

給につき第四十二条第二項から第四項までの

規定の例により算定した一部負担金に相当す

る額(その額が定率支給標準額を超えるとき

は、定率支給標準額とする。)を控除した額を

基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第四十二条ノハ第一項第一号

の規定により厚生大臣の定める療養に伴う

薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

合の額とする。(その額が前項第一号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額と

する額を超えるときは、同号に規定する額と

する。)を控除した額とする。

一 健康保険法第四十三条ノハ第一項第一号

の規定により厚生大臣の定める療養に伴う

薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四条第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に係る療養費に係る薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかる

わらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支

給につき第四十二条第二項から第四項までの

規定の例により算定した一部負担金に相当す

る額(その額が定率支給標準額を超えるとき

は、定率支給標準額とする。)を控除した額を

基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第四十二条ノハ第一項第一号

の規定により厚生大臣の定める療養に伴う

薬剤の支給

二 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

四 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

五 第三十六条第一項第五号に掲げる療養に

伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条规定ノハ第一項第三号

の規定により厚生大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給第五十四条第三項第二項中「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、「第四十四条ノ四第四項」との下に「同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」とを加え、同条第五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め。

第五十四条の五中「一部負担金の額」の下に「(以下)の条において「支払定率一部負担金額」という。」を加え、同条に次のたゞし書を加える。

第五十四条の支給^(同様)第一項各号に掲げる額を加え、同条に次のたゞし書を加える。

第五十四条の支給^(同様)第一項各号に掲げる額を除くが含まれる場合において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、市町村は、定率一部負担金額相当額とする費用の額に同条第一項第二号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。」から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が定率一部負担金差額相当額を超えるときは、定率一部負担金差額相当額とする)を控除了した額を「特例療養費として支給するもの」とする。

一 当該薬剤の支給につき第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した一部負担金の額

二 当該給付に要する費用の額から支払定率一部負担金額を控除した額

第五十六条第二項中「規定により」の下に「第四十二条第一項の」を、「割合による」の下に「一部負担金の額及び同条第二項の」を加える。

第六十五条第三項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第七十三条第一項中「の百分の三十二」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者(健康保険法第十三条ノ二第二項又は第六十九条の八)の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。口において同じ。」に係る額として政令の定めるところにより算定した額(以下)の条において「特定給付額」という。」を控除した額(以下「老人保健医療費提出金の納付に要する費用の額から、当該費用の額のうち組合を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。」から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が定率一部負担金差額相当額を超えるときは、定率一部負担金差額相当額とする)を控除了した額を「特例療養費として支給するもの」とする。

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

第七十三条第四項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に、「(第二項)を「及び特定給付額(これら)の額について第三項」に、「及び第一項第二号に掲げる額」を並びに同号ロに掲げる額及び特定納付費用額に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、「掲げる額」の下に「及び特定給付額」を加え、「同号」を「同号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に同項第一号イに改め、「掲げる額」の下に「及び特定給付額」を加え、「同号」を「同号イ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の特定割合は、百分の三十二を下回る割合であつて、健康保険法による健康保険事業に要する費用(老人保健医療費提出金の納付に要する費用を含む。)に対する国の補助の割合を勘案して、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれについて、政令で定めるものとする。

2 前項第一号の特定割合は、百分の三十二を

第二十八条第一項中「薬局を除く」の下に「。以下この項、第五項、第七項及び第九項。」を「。以下この項、第六項、第七項及び第九項。」に改める。

第二十八条第一項中「一月につき一千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第一号中「一月につき一千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第一号中「七百円」を「千〇円」に改め、同條第二項を次のように改める。

第二十八条第一項中「一日につき五百円」に改め、同項第一号中「一月につき一千円」を「一日につき五百円」に改め、同項第一号中「七百円」を「千〇円」に改め、同條第二項を次のように改める。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第一部を次のように改正する。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

第二十九条中「疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者をその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる」に、「保健指導」を「指導」に改める。

附則第十一項中「第五十四条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、「及び第四項(第五十四条の三第五項において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第十二項を削り、附則第十三項中「平成八年度」を「平成十年度」に改め、同項を附則第十二項とする。

(老人保健法の一部改正)

第六条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)

円

イ 一種類又は三種類の薬剤の支給を受ける場合四百円

ロ 四種類又は五種類の薬剤の支給を受ける場合七百円

六種類以上の大薬用の本草書を記載 十四

う薬剤の支給

外用薬 一
種類の薬局に
き八十円

第三十一条第一項の医療に要する費用の額

の算定に関する基準による算定において、
薬剤の支給の有無にかかわらず一定の額が
算定される医療その他の厚生大臣が定める
医療に含まれる薬剤の支給

第一項」を、「対し」の下に「これらの」を加え、
「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第十一項
とし、同条第七項中「第一項」の下に「及び第二
項」を加え、同項を同条第十項^{○一}とし、同条第
六項中「第一項第一号」の下に「、第五項」を加
え、^六同項

え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、「同号」を「第一項第一号及び第二項」に、「当該医療を受ける者が各月において初めて当該給付を受ける日に当該保険医療機関等から受けた当該給付(当該給付に伴う第十七条第一項第六号に掲げる給付を含む。)について第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定したを割り、同項を同条第十項として規定する」に改め、同項○に次の各号を加え
る。

算定に関する基準により算定した額(次号において「算定額」という。)

二 第二項の一部負担金の額 算定額(当該給付を受ける際に第一項第一号の一部負担金を支払うべきときは、当該算定額から同号の一部負担金の額を控除した額)

医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号附則第二十一条第一項の規定によりなほ從前の例によるものとされた同法第三条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く)の受給権を有す)かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当していることにつき厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けている者である場合における第一項第一号の一部負担金については、その額は、同号の規定にかかる改定が改定されたときは、直ちに同項の規定による改定後の額とする。保険医療機関等において一日につき五百円(次条第三項において準用する同条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直ちに同項の規定による改定後の額が改定されたときは、直ちに同項の規定による改定後の額とする。)とする。

第二十八条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「三日百円」を「五百円」に、「とし」、同一の「を除く」を加え、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第二十一条第一項の規定によりなほ從前の例によるものとされた同法第一条による改正前の國病院又は診療所に繼續して一月を超えて収容されるに至つたときは、第一項の規定にかかるわらはず、その後は、支払うことを要しない」を「とし」とする第一項第一号の一部負担金について、その額は「をにおる第一項第一号の一部負担金について、その額は」を「に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項及び第一項」に、

「同号」を「第一項及び第一項」に改め、同項を同条第六項として、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第一号の一部負担金の額の合計額が政令で定める額に達する場合に限る第一項第一号の一部負担金について、その額は」を「に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項及び第一項」に、

「同号」を「第一項及び第一項」に改め、同項を同条第六項として、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第一号の一部負担金の額の合計額が政令で定める額に達する場合に限る第一項第一号の一部負担金について、その額は」を「に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項及び第一項」に、

（四）（次条第三項において準用する同条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）とし、同一の病院又は診療所に継続して二ヶ月を超えて収容されるに至ったときは、第一項の規定にかかわらず、その後は、同号の一部負担金は、その月のそる後の期間については、

（五）次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

（一）第十七条第一項第三号に掲げる給付その他の厚生大臣が定める給付に伴う薬剤の支給

（二）第十七条第一項第五号に掲げる給付に伴う薬剤の支給

（三）第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準による算定において、薬剤の支給の有無にかかるらず、一定の額が算定される医療その他の厚生大臣が定める医療に含まれる薬剤の支給

（四）第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定される一剤○○

（五）第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定される外用薬

い範囲内において厚生大臣が定める額」とする。
56
「医療を受ける者(第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関等において第一項第一号の一部負担金の支払を四回行ったときは、同号の規定にかかわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。

は、一剤〇一調剤分とする。(以下この条において同じ。)の薬剤の支給に要する費用の額が、厚生大臣が定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る前項の一部負担金の額の算定においては、当該一剤〇百分の薬剤を一種類一日分の薬剤とみなす。
前項に規定するものほか、第二項の一部負担金の額の算定方法により一剤一日分の薬剤が一種類一日分の薬剤とみなされる場合において、第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定される当該一剤一日分の薬剤の支給に要する費用の額が十五円を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定においては、同項中「十五円」とあるのは、「十五円を超えない」として同じ。

直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。)をいう。)の前年度の四月一日を含む年の物価指數(総務庁)において作成する年平均の全国消費者物価指數をいう。以下次項までにおいて同じ。)を平成四年度「を当該特定年度の前年度の一日平均外来医療費額(すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等が一の年度において一日に一の保険医療機関等について受けた第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる給付(当該給付に伴う同項第六号に掲げる給付を含み、同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く。)その他これに準ずる給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この項において同じ。)を平成七年度」に、

「四月一日を含む年の物価指数で」を「一日平均外来医療費額で」に改め、同条第一項中「ついてはの下に」、「特定年度(平成六年度を初年度とする)において」を加え、「七年度以降の二年度との年度をい。以下この項において同じ。」

百円」を「千〇円」に、「特定年度(平成六年度を初年度とする同年度以降の年度)の項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る」をいう。前年度の四月一日を含む年の物価指数を平成四年度を当該特定年度の前年度の一日前平均入院医療費額(すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等が一の年度において一日に一の保険医療機関等について受けた第十七条第一項第五号に掲げる給付(当該給付に伴う同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる給付を含む。その他これに準する給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この項において同じ。)を平成九年度に、「四月一日を含む年の物価指数で」を「一日平均入院医療費額で」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に、「七百円」を「千〇円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第三十二条第一項中「第二十八条第七項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第五項中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

(附則)(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年五月一日から施行する。ただし、第五条中国民健康保険法第七十

三条の改正規定、同法附則第十二項を削る改正規定、同法附則第十三項の改正規定及び同項を同法附則第十一項とする改正規定並びに附則第七条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

² この法律による改正後の国民健康保険法附則第十二項の規定は、平成九年四月一日から適用する。

第三条 平成九年四月以前の月(この法律による改正後の健康保険法)次条において「新健保法」という。)第二十条の規定による被保険者については、同年五月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第四条 当分の間、新健保法第七十一条ノ四第二項中「五年」とあるのは、「二年乃至五年ノ範囲内二於テ厚生大臣ノ定期間」とする。

第七条 平成九年三月三十日に国民健康保険組合の組合員であつて、同日以後引き続き当該国民健康保険組合の組合員である者及び当該組合員の世帯に属する当該国民健康保険組合の被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国民健康保険組合に対する国庫の補助については、なお従前の例による。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

² 施行日から平成十一年三月二十一日までの間ににおけるこの法律による改正後の老人保健法第十八条第一項の規定の適用については、同条第一項中「一千一百円」次条第一項の規定により当

該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後当該一部負担金の額とする。」とあるのは、施行日から平成十年三月二十一日までの間は「千円」と、同年四月一日から平成十一年三月二十一日までの間は「千一百円」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改正す

る。

第五十五条第七項中「当該一部負担金の額」を「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これららの金額の合算額」に改める。

第五十五条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるもののを除く)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第一項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が同号に規定する金額を超えるときは、同号に規定する金額)を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第一項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第一項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかる第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十二条ノ八第一項から第五項までの規定の例により算定した金額)を控除した金額とする。

5 第五十六条第三項中「第四十三条ノ八第一項に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給」に、「金額及び」を「金額(次項において「定率支給標準額」という。)及び」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

6 第五十七条第三項中「第五項」を「第六項」とし、「第三項」を「第四項」と改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第

定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

7 第五十六条第三項中「第四十三条ノ八第一項に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給」に、「金額及び」を「金額(次項において「定率支給標準額」という。)及び」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

8 第五十七条第三項中「第五項」を「第六項」とし、「第三項」を「第四項」と改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第

七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条の三第七項」に改め、同項を同条第八項とし、

「項」を「から第五項まで」に、「項」を「第五十一條第九項」に改

し、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第二項第三号」に、「前項第七号」を「第二項第

七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五十七条第七項中「当該一部負担金の額」を「健康保険法第四十三条ノハ第一項の規定の例

し、同条第三項の次に次の一項を加える。

二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号

により算定した金額(その金額のほか同条第一項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、

剤の支給(次に掲げるものを除く。)がなされるときは、療養費の額は、前項の規定わらず、定率支給標準額から当該薬剤

劑の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定に定める金額(その金額が現に支払つべき額にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号にかかる金額)

に規定する金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三
条ノ八第一項から第四項までの規定の例によ
り算定した金額(その金額が前項第一号、第
三号又は第五号に規定する金額を超えるとき
は、同項第一号、第二号又は第五号に規定す

「これらの金額の合算額」に改める。

第五十七条の三第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額から当該薬剤の支給について

について健康保険法第四十三条ノ八第一項
及び第五項
ら第四項までの規定の例により算定しと
（その金額が定率支給標準額を超える
は、定率支給標準額）を控除した金額（
の規定による場合には、当該金額の範囲
組合が定める金額）とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第一項
に規定する厚生大臣の定める療養に當
剤の支給

る金額)を控除した金額とする。

及び第五項
までの規定の例により算定した金額(その金額が同号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額)を控除した金額とする。

二 第五十六条第一項第五号に掲げるき
伴う薬剤の支給

第三号
は同法
二 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号
一 健康保険法第四十三条ノ八第一項第一号
に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬
剤の支給

二 健康保険法第四十三条ノハ第一項第三号
に規定する厚生大臣の定める療養又は同法
第四十四条第三項第三号に規定する厚生大
臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

附則第九条の二第一項中「及び第四項」を「か
ら第五項まで」に改め、同条第二項中「第五十七
条第七項」を「第五十七条第八項」に、「及び第四

一 健康保険法第四十三条规定第一項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十六条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四条第三項第二号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬

第四十四条第二項第三号に規定する回
臣の定める療養に含まれる薬剤の支給
第五十九条第九項中「第五項」を「第六項
「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第
とし、同条第八項中「第一項」の下に「マ
三項」を加え、同項を同条第九項とし、同
七項中「第五十七条の三第六項」を「第五十

に規定する厚生大臣の定める療養又は同法
第四十四条第三項第二号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給
附則第十七条の二第一項中「及び第四項」を
「から第五項まで」に改め、同条第一項中「第五
十九条第七項」を「第五十九条第八項」に、「及び
第四項」を「から第五項まで」に、「第五十九条第八項」

八項を「第五十九条第九項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十四条 介護保険法施行法(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち、健康保険法第四十四条第

十二項の改正規定中「第四十四条第十一項」を

「第四十四条第十三項」に改め、同条第十三項の

改正規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に

改める。

第三十三条のうち、船員保険法第二十九条第

八項の改正規定中「第二十九条第八項」を「第二

十九条第九項」に改め、同条第九項の改正規定

中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第三十六条のうち国民健康保険法第五十二条

第六項並びに第五十三条第六項及び第七項の改

正規定中「第五十三条第六項及び第七項」を「第

五十六項第七項及び第八項」に改める。

第三十六条のうち国民健康保険法附則中第十

一条の改正規定中「第七十三条第一項」の下に

「及び第二項」を加える。

第三十六条のうち国民健康保険法附則中第十

一条を削り、第十一項を第十一項とし、第十三

項を第十二項とする改正規定を次のように改め

る。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則

第十一項とする。

第四十一条中國公務員共済組合法第五十五条
条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の
次に一項を加える改正規定を次のように改め

る。

第五十五条の三第九項を同条第十項とし、
同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第五十四条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第四十一条のうち國家公務員共済組合法第五十七条第七項の改正規定中「第五十七条第七項」を「第五十七条第八項」に改める。

第四十五条中地方公務員等共済組合法第五十七条の三中第八項を第九項とし、第七項の次に

一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十七条の三中第九項を第十項とし、第二

八項の次に次の二項を加える。

第五十八条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第五十八条第八項」に改める。

第四十五条の改正規定中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改める。

第五十九条第七項の改正規定中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改める。

革が実現するよう取り組むこと。

二 政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置分及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰り戻しに努めること。

三 被用者保険の保険料負担について、賞与等を含めた年間の総報酬に保険料を賦課する方式への移行を検討すること。

四 老人医療制度について、介護保険との給付と負担の整合性も念頭に置きつつ、できるだけ早期に新たな制度の創設も含め見直しを行うこと。

五 就学前児童の一部負担について、少子化対策の観点及び地方公共団体における単独事業の実情も踏まえ、その軽減を検討すること。

六 現行の出来高払い中心の診療報酬制度を見直し、慢性期医療等に対する包括払いの積極的活用を図ること。

七 高額価シフトを防止し、薬価差の縮小を図るために、薬価基準制度の廃止も含め、薬価基準制度を抜本的に見直すこと。

八 医療分業の推進のため、今後とも所要の措置をとること。

九 医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るために対策を強化すること。

[別紙]

健康保険法等の一部を改正する法律案に対

する附帯決議

政府は、次の事項について、適切に措置を講ずべきである。

一 医療保険制度の抜本改革に向けて、その全体像を速やかに国民に示し、できるだけ早期に改

官 報 (号 外)

平成九年五月八日 衆議院会議録第三十二号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物記号

発行所
大蔵省印刷局
虎ノ門一丁目一番四号
東京都港区

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
送
料
別) 二二〇円